



植民地台湾における行政救済制度の成立 : 訴願法施行の経緯を中心に

小野, 博司

(Citation)

神戸法學雑誌, 63(1):71-139

(Issue Date)

2013-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005331>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005331>



神戸法学雑誌第六十三巻第一号

植民地台湾における行政救済制度の成立

— 訴願法施行の経緯を中心に —

小野博司

目次

はじめ

第1章 1900年代における改革要求

第1節 日本弁護士協会台湾支部の結成

第2節 日本弁護士協会の活動

第2章 1910年代における律令案起草作業

第1節 総督府案の作成

第2節 内務省による修正

第3章 1920年代における律令案起草作業と訴願法の施行

第1節 新たな政治課題の出現

第2節 第二次案の作成

第3節 訴願法の施行と審査

むすび

はじめ⁽¹⁾

近年日本近代法史では、伝統的な日本近代法論を前提にそのさらなる発展を目指す様々な試みが行われている。⁽²⁾ その1つに数えられるのが、浅古弘氏らによる『岡松参太郎文書』の整理・公開、⁽³⁾ 李英美氏による保護国韓国の司法改革に関する研究、⁽⁴⁾ 山中永之佑氏による1910年体制論の提唱など⁽⁵⁾に代表される植民地法の分析である。⁽⁶⁾

これらの研究に触発されて筆者もかつて植民地行政救済制度を概説し本国で

- (1) 本稿は、第317回日本近代法制史研究会(2012年10月27日、於大阪大学)での報告(「台湾における行政救済法の成立とその実態」)に加筆・修正したものである。当日ご質問下さった諸先生、また草稿に目を通して下さり貴重なコメントを下さった、山中永之佑先生、林真貴子先生、田中亜紀子先生、矢嶋光先生に心より御礼申し上げる。
- (2) 三阪佳弘「近代法体系の成立」(明治維新史学会編『立憲制と帝国への道』、有志舎、2012年)210頁は、私法史・司法史を念頭に「近世から近代への連続性への視点、近世法ないしは固有法と国家制定法を介した西欧近代法と対抗・抵抗、両者間の相互浸透、受容の過程分析」を日本近代法史の新たな試みに挙げているが、それらとともに本文で挙げた植民地法史、さらに資料に基づいた公法史や占領・戦後法史も加えられるべきではないかと考える。
- (3) 早稲田大学図書館所蔵『岡松参太郎文書』全122リール(雄松堂書店、2008年)。浅古氏を代表者とする岡松参太郎研究については、『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、2003年)を参照。
- (4) 李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』(法政大学出版局、2005年)。
- (5) 山中永之佑「日本帝国の朝鮮と台湾における植民地統治法と内地統治法の比較研究」『日本帝國殖民地之比較研究國際研討會「工作坊」』(中央研究院臺灣史研究所、2007年)、同(蔡秀美訳・蔡慧玉校修)「殖民地統治法與内地統治法之比較」『臺灣史研究』第14卷第4期(2007年)、同「植民地帝国日本における内地・朝鮮・台湾統治法の比較研究」(戒能通厚ほか編『日本社会と法律学』、日本評論社、2009年)、同「現代法史総論」(同監修『日本現代法史論』、法律文化社、2010年)。
- (6) ただし、従来の日本近代法史が植民地の存在を等閑視してきたわけではない。この点は小沢隆司「日本法制史」『法と民主主義』第409号(2006年)40頁を参照。また日本近代法史の標準的な教科書である山中永之佑編『日本近代法論』(法律文化社、1994年)、同編『新・日本近代法論』(法律文化社、2002年)でも橋本誠一氏の「植民地法制」が収められている。

の改革論を紹介した⁽⁷⁾。これは、行政救済制度を通じて近代日本における法治主義（＝行政活動が法律に基づいて行われることのみならず、それが事後的にチェックされることまでを含む。筆者は特に後者に重点を置く）の成り立ちと特質を考察するという筆者の研究課題にとって、日本近代国家の一部を構成した植民地の行政救済制度について理解を深めていくことは有益であると考えたからである。

本稿は旧稿と同じ関心のもと、対象を台湾に絞って分析を行う。具体的には、1922年3月勅令第51号（「訴願法ヲ臺灣ニ施行スルノ件」⁽⁸⁾）に基づく本国訴願法施行による行政救済制度導入の経緯の解明を行う。この作業を通じて、植民地台湾において法治主義がどのように取り扱われたのかを考察したい⁽⁹⁾。このことは植民地統治法の特徴の解明に貢献するとともに、近代日本（＝帝国日本）における法治主義の有り様への理解を深めることにも大いに寄与するであろう。

訴願法が定める「訴願」は、現在存在していない制度である。「行政作用を

-
- (7) 拙稿「帝国日本の行政救済法制」（鈴木秀光ほか編『法の流通』、慈学社、2009年）。
- (8) 同勅令は以下の2箇条からなる。「訴願法ハ郡參事會、市參事會及府縣參事會ニ關スル規定ヲ除クノ外之ヲ臺灣ニ施行ス但シ同法中各省大臣トアルハ臺灣總督、其省又ハ各省トアルハ臺灣總督府トス」（第1条）、「訴願書ハ國語ヲ以テ之ヲ認ムヘシ」（第2条）。なお本稿での本文・注での引用は基本的には原文のまま行った（ただし資料名・記事名・書籍名・論文名を除く。また原文で引用部分に付されている傍点等は省略した）。
- (9) 台湾における行政救済制度の起源としては、北洋政府あるいは南京政府の立法をあげるのが一般的であり、また公的な見解である（劉宗徳「中華民國における行政訴訟改革」神長勲代表『現行行政法の理論』、法律文化社、1991年、518～519頁、蔡志方『行政救済法新論』、元照出版、1995年、第6章、尹龍澤『東アジアの行政不服審査制度』、有信堂高文社、2004年、167～168頁、蔡秀卿「台湾における行政訴訟制度の改革」『日本台湾法律家協会雑誌』第6号、2006年、115頁、田中孝男「台湾における訴願法の運用について（一）」『法政研究』第74巻第1号、2007年、7頁など）。また訴願法の施行に言及する研究（李建良「台湾行政訴訟法制的沿革、演進與發展課題」湯德宗、王鵬翔編『2006 兩岸四地法律發展 上冊』、中央研究院法律學研究所、2007年、266～271頁、王泰升『台湾法律史概論』、元照出版、2009年、192～193頁）でもその経緯は詳しく述べられていない。

違法又は不當なりとする者から其の取消・變更又は現状回復を求むる爲に一定の行政廳に一定の形式に従つて其の再審査を請求する行爲」⁽¹¹⁾と定義される訴願は、行政訴訟とともに当時日本（本国）で認められていた行政救済制度である。つまり、1922年1月施行の法律第3号「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」（以下、法三号）に基づいて訴願法が施行されたことは、1895年の領有から約四半世紀を経てようやく台湾に行政救済制度が導入されたことを意味していたのである。⁽¹²⁾訴願法の施行は、当時の台湾総督田健治郎が「完全な自治制に入る基礎を築けりとは慥に稱道し得べきなり」と自画自賛した1920年の地方制度改革とともに、自身が1919年10月の総督就任時に示した「臺灣は帝國を構成する領土の一部にして當然帝國憲法の統治に従屬する版圖なり」⁽¹³⁾という施政理念を具体化する政策として宣伝された。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

(10) 訴願法の廃止は、1962年施行の行政不服審査法附則第2項による。

(11) 末弘巖太郎＝田中耕太郎責任編輯『法律学辞典』第3巻（岩波書店、1936年）の「訴願」の項（田中二郎執筆）1676頁。

(12) 訴願法施行以前にも、関税法に基づく台湾関税及出港税についての台湾関税及出港税訴願審査委員会の審査（1899年勅令第387号）、台湾保安規則に基づく在禁禁止命令についての総督の審査（1900年律令第21号）、台湾土地収用規則に基づく収用処分についての総督の審査（1901年律令第3号）、台湾公共埤圳規則に基づく水利に関する争議裁決についての総督の審査（1904年布令第13号）、台湾永代借地調査規則に基づく永代借地の査定・申請却下についての台湾永代借地調査委員会の審査（1907年律令第5号）、官設埤圳規則に基づく官設埤圳補償金についての官設埤圳補償審査委員会の審査（1909年布令第12号）など個別に救済が認められることはあった（長尾景德編『台湾行政法大意』、杉田重蔵書店、1923年、216～217頁）。また桂太郎総督期の1896年8月には、「官民ノ事情ヲ疎通シ言路ヲ洞開スルノ具」として訴箱が設置されたが、1898年1月に廃止された（台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌 第2編（1942年刊本復刻）』、南天書局、1995年、173～175頁）。訴箱の実態説明は困難であろうが、今後の課題としたい。

(13) 台湾総督府稿『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（1）』（台湾総督府編1941年刊本復刻）（成文出版、1999年）331頁。

(14) 同上『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（1）』293頁。

(15) 伊藤正介「台湾に施行されたる訴願法」『台湾警察協会雑誌』第36号（1921年）6頁。なお著者の伊藤は、当時の高等法院書記長である。

本論でも述べるように、軍部（特に陸軍）・官僚の権限縮小政策の一環として植民地改革に強い意欲を抱いていた原敬首相と初の文官総督として台湾施政改革を目指した田の登場は、制度実現にとって重要な意味を持つ出来事であった。しかしほとんど知られていないものの、訴願制度導入の検討は遅くとも1915年には佐久間左馬太総督のもとで律令案の起草という形で開始されていたのである。つまり行政救済制度の導入は、武官総督期から準備されてきたものが文官総督期に花開いたといえるのである。⁽¹⁶⁾

本稿では武官総督期以来の訴願制度導入に向けての動きを分析し、総督府の行政救済制度に対する考え方や具体的な制度構想を明らかにしていきたいと思う。これにより、「地方制度改革を手始めに日台行政制度統一が進められていくうえでの一過程⁽¹⁷⁾」という旧稿の理解では十分説明できなかった「総督府は施政遂行にあたって行政救済制度にどのような評価を与えていたのか」という問いに答え、また旧稿では事実の指摘に止まった訴願法施行以降も行政訴訟制度の導入が拒否され続けた理由を考察するきっかけとしたい。

以上の課題に応えるためには、統治者（本国政府・台湾総督府）の動向に迫ることが主たる作業となるであろう。しかしそれだけでなく、被統治者の動向⁽¹⁸⁾も視野に収めておくことがまた必要であり、後述するように実際総督府が行政救済制度導入の検討を開始したのも被統治者からの要求を直接のきっかけ

(16) 謝政徳「大正九年台湾地方制度の成立過程（1～2・完）」『阪大法学』第60巻第6号、同第61巻第1号（ともに2011年）は、明治末年の準備作業から1920年地方制度改革に至る経緯を論じており本稿の作成にあたって大いに学ぶ点があった。なお謝氏も認めているように、地方制度改革の準備作業が武官総督期から行われていたという指摘自体はすでに近藤正己氏らがやっている（近藤正己『総力戦と台湾』、刀水書房、1996年、141～142頁）。また朝鮮史でも、武断政治期の準備作業から説き起こして文化政治期の制度改革を説明する研究が見られる。この点で筆者が参照したのは、警察制度の転換を論じた松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』（校倉書房、2009年）第3部第1章「朝鮮警察制度の改編をめぐる政治過程」（初出1991年）である。

(17) 拙稿・前掲「帝国日本の行政救済法制」617頁。

(18) 被統治者の言動が植民地政府の政策に与える影響については、金東明『支配と抵抗の狭間』（東京大学大学院総合文化研究科博士論文、1998年）から多くを学んだ。

としていた。⁽¹⁹⁾そこで第1章ではこの点を明らかにするために、1900年代における在台日系住民、とりわけ日本弁護士協会台湾支部の活動を紹介する。一部の在台弁護士が参加し1907年1月に結成した台湾支部は、本国の協会本部に働きかけて帝国議会への本国行政裁判法台湾施行法案の提出に成功し、総督府による訴願制度導入に向けての検討のきっかけを作り出した。

第2章と第3章では、総督府による律令案起草作業を中心に論じていく。特に、その内容がほとんど知られていないという現状を鑑み、煩瑣ではあるが各草案の全文を掲載してその紹介をしていきたい。第2章では、佐久間総督のもとで起草された律令案（第一次案）の起草過程について、総督府が作成した原案（総督府案）と同案をもとに内務省が作成した修正案（内務省案）を紹介する。続いて第3章では、田総督のもとで起草された律令案（以下、第二次案）の内容について第一次案および本国行政救済法と比較・分析し、そのうえで律令制定という当初の方針が勅令による訴願法施行へと変化した理由を考察する。

(19) 本稿では「被統治者」という語を本国政府・総督府の官員以外の者（＝在台住民）という最広義の意味で用いる。なお台湾には「被統治者」のなかに施政に一定程度介入できる機会を持つ有力者（＝「民勅」）が存在していたことが知られる（駒込武「民勅」との相互依存関係」近藤正己ほか編『内海忠司日記 1928-1939』、京都大学学術出版会、2012年）。また、同じ被統治者でも民族の違い（漢民族系／日系）が決定的な意味を持つことはなかば自明視されている。漢民族系住民については民族運動史（許世楷『日本統治下の台湾』、東京大学出版会、1971年、若林正文『台湾抗日運動史研究〔増補版〕』、研文社、2001年など）で数多く論じられているが、日系住民については論じたものは意外に少ないようで、この点で参照したのは、呉密察「明治三五年日本中央政界の「台湾問題」」（同『台湾近代史研究』、稲郷出版社、1994年）および岡本真希子「植民地統治初期における内地人の政治・言論活動」『社会科学』第86号（2010年）、同「植民地在住者の政治参加をめぐる相克」『社会科学』第40巻第3号（2010年）である。同じく植民地であった朝鮮の日系住民については、李昇燁「植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会」（京都大学大学院文学研究科博士論文、2009年）を参照されたい。

(20) 在台住民について当時法令上では、「本島人」・「蕃人」、「内地人」という呼称で領有以前からの住民と日本からの移入者を区別するのが一般的であった（清宮四郎『外地法序説』、有斐閣、1944年、38頁）。本稿では原住民を除く前者を「漢民族系住民」、後者を「日系住民」と呼称する。

以上のように、本稿は日本法史の立場から行政救済制度導入の経緯の解明を行い、これを前提に植民地台湾において法治主義がどのように取り扱われたのかを考察するものである。⁽²¹⁾ 筆者は台湾の法の歴史については門外漢であるので、先行研究の整理が不十分である部分や重大な誤りを犯している部分も少なからずあるかと思われる。誤りに関しては、読者諸賢の忌憚のない批判を切望するところである。⁽²²⁾

第1章 1900年代における改革要求

第1節 日本弁護士協会台湾支部の結成

本章では、総督府が行政救済制度導入を検討する一因になった日本弁護士協会台湾支部による本国行政裁判法台湾施行に向けての活動を紹介する。

領有当初総督府は軍政を敷き、漢民族系住民による武装抗日運動に徹底的な弾圧を加えた。⁽²³⁾ その後1896年3月に民政に移行したものの専断的かつ弾圧的な施政の性格に大きな変化は見られず、住民からの反発は次第に高まっていった。漢民族系住民が時として武力をもってこれに抵抗したことはよく知られているが、実は日系住民の間でも1900年前後にはすでに総督府施政への批判が見られ

(21) 「日本政府や政治家の一方的な構想を探る方法では、台湾における法制度や政策を捉えることは困難である」という蘆田東一氏の指摘は、台湾の法の歴史を明らかにあたっては正当であろう(蘆田東一「日本統治時代前期の台湾刑事法」『法学ジャーナル』第74号、2003年、4頁)。筆者が台湾に関する統治者(本国政府・総督府)や政治家の構想を探るのは、あくまで近代日本における法治主義の有り様に関する理解を深めるためであることは本論でも述べた通りである。

(22) 本稿の作成にあたり謝政徳氏から中国語の読解についてご教示を賜った。心より御礼申し上げます。なお、この点に関する誤りは当然ながらすべて筆者の責に帰すものである。

(23) 「武装抗日運動」とはいうものの、1895年5月末から10月中旬にかけては日本国と台湾民主国という「二つの相対する国家権力が競合し、それぞれの権力が相手を蠶食せんとして戦っていた」状態であった(黄昭堂『台湾総督府』、教育社、1981年、47頁)。

た。一例を挙げれば、「在臺内地人の多くに向つては、彼等の智力に求め、彼等の勞力に待つもの多きに拘わらず、總督府は動もすれば彼等の行動を敵視し、先づ言論制壓の目的を以て新聞紙條例を實施し、以て人權拘束を主旨とする保安規則の如き苛酷なる法令を發布し、而して遇々内地人の請願陳情等を爲すあれば、一言の下に之を却下し、彼等の利害休戚に關しては、秋毫も更に顧みる所だになし（中略）如何に新領土の政治は大に其趣を異にするものあればとて、立憲治下の今日、獨り臺灣に於て斯くの如き專制的政治を行ふの必要ありや⁽²⁴⁾」といったものである。

上記の引用を含め、1900年代前半に日系住民の立場から「民の聲を聞かず、民の言を容れず、民の力を籍らずして、消極的獨力を以て、經營の成果を収めんとする⁽²⁵⁾」總督府に批判的な論説を繰り返し掲載したのが1900年8月に刊行された『台湾民報』であり、その經營にあたったのが小林勝民⁽²⁶⁾・中村啓次郎⁽²⁷⁾に代表される台北弁護士会所属の弁護士であった⁽²⁸⁾。『台湾民報』は1902年には年間総配付数が150万部（うち本国配布数37万部）を超える台湾最大のメディアの

(24) 「總督府は專制政治と行はんとするか」『台湾民報』（1900年11月16日付）。

(25) 「宣言」『台湾民報』（1900年8月8日付）。

(26) 小林勝民（千葉県出身、1862～1943）は、1881年東京英語学校在学中に自由党に入党し、1887年英吉利法律学校在学中に集会条例違反で5ヶ月間投獄される。その後、朝野新聞記者、日刊民報記者、静岡民友新聞社主筆などを経て1895年12月渡台。訴訟代人、弁護士を経て1912年から1917年にかけて衆議院議員を務めた（衆議院＝参議院編『議會制度七十年史 衆議院議員名鑑』、大蔵省印刷局、1962年、189頁および李承機『台湾近代メディア史研究序説』、東京大学大学院総合文化研究科博士論文、2004年、380頁）。

(27) 中村啓次郎（和歌山県出身、1867～1937）は、1890年英吉利法律学校を卒業後、日清戦争で陸軍省雇員として大本営附となり戦後は遼東占領地總督府民政部庶務課長兼司法課長を務めたが遼東半島返還とともに職を辞し渡台。訴訟代人、弁護士（1901年台北弁護士会会長）を経て、1908年から1915年、1917年から1920年、1924年から1932年に衆議院議員を務め、1930年に通信政務次官、翌年衆議院議長に就いた（同上『議會制度七十年史 衆議院議員名鑑』351頁、王泰升＝曾文亮編『二十世紀台北律師公會會史』、台北律師公會、2005年、76頁、李・同上『台湾近代メディア史研究序説』382頁）。

一つへと成長を遂げたが、このことから日系住民の間で総督府施政に対する反発がいかに強かったかがうかがえる。⁽³⁰⁾

『台湾民報』(に集った在台弁護士)の総督府批判は、「土人統一に必要な統治法を講ずべし」との立場から総督府が施政遂行にあたって日系住民を軽視していることに向けられた(「内地人は帝國的利益の前に各自の権利又は利益を枉屈せざる可からず」⁽³¹⁾)。実際、「属地主義の最も頑陋なる専制集権」⁽³²⁾を展開する総督府施政では、日系住民に本国並の権利が認められていなかったのである。このような施政に不満を抱く日系住民が総督府に訴えたのは「内地人を内地同様に取扱ふこと」⁽³³⁾、すなわち「属人的な内地延長主義」⁽³⁴⁾を実現することであり、そのためには1896年法律第63号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(以下、六三法)を廃止することが必要であると主張したのである。

第1条において「臺灣總督ハ其ノ管轄区内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」と定める六三法は、本国法の内容に拘束されない法(=律令)の制定を総督に認めるものであり、穂積八束をして「臺灣ニ怪物アリ法律ニ非ス

(28) 当時の弁護士職は日系住民が独占しており、漢民族系住民で初めて弁護士になったのは1919年に台北弁護士会に登録した葉清耀(1882年生まれ、1916年明治大学卒業、1918年弁護士試験合格)であった(王=曾・同上『二十世紀台北律師公會史』73頁)。なお日本統治期に弁護士になった漢民族系住民は全部で43名であった(陳銑雄『日治時期的臺灣法曹』、國立台灣大學法律學研究所碩士論文、1996年、205~207頁)。

(29) 鐘淑敏『日據初期台灣總督府統治權的確立』(國立台灣大學歷史學研究所碩士論文、1989年)151~153頁。また1901年に台南で発刊された『台南毎日新聞』の歴代社長も、台南弁護士会所属の弁護士(高木箋太郎、田村武七)であった(李・前掲『台湾近代メディア史研究序説』79頁注(28))。

(30) 李承機「植民地統治初期における台湾総督府メディア政策的确立」『日本台湾学会報』第4号(2002年)98頁注(59)。

(31) 抱玉山人「在内地人の権利」『台湾民報』(1901年4月12日付)。

(32) 「台政方針(一)」『台湾民報』(1902年2月7日付)。

(33) 抱玉山人「再び内地人権利に就て」『台湾民報』(1901年4月21日付)。

(34) 岡本・前掲「植民地統治初期における内地人の政治・言論活動」118頁。

又命令ニ非ス律令ト稱シテ白晝公行ス明治ノ昭代一ノ源三位ナキカ嗚呼源三位ナキカ⁽³⁵⁾』といわしめたことはよく知られている。総督はこの律令制定権をもって、行政権、司法権、軍事権に加え立法権をも掌中におさめる「土皇帝」⁽³⁶⁾として自在に施政を展開する地位を与えられたのである。事実、台湾統治の基礎を形作ったといわれる児玉源太郎総督・後藤新平民政長官時代には、1898年の匪徒刑罰令をはじめとする治安立法が制定されて抵抗運動に弾圧が加えられる一方、1900年の台湾度量衡条例のように民政の基礎を固める律令が制定されて急速な近代化政策が進められた。⁽³⁸⁾

しかし日系住民は、「法律第六十三號は不必要にして有害なり」⁽³⁹⁾と、この初期台湾施政の「基本法」である六三法に非常に批判的であった。律令制定権を持ち「専制國の君主に均しき絶大の權利を有」する総督（府）は、「臺灣統治事業の主眼とする處は臺灣土人の統一に在り」との施政目的に基づいて台湾への法の施行／不施行を専断的に判断することができた。その結果本国並の権利を認められなかった日系住民は、六三法を廃止し総督府の意思と関係なく須らく本国法を施行することを求めたのである。

日系住民が総督府批判の声を上げた1900年代には、行政救済制度もまた台湾には存在していなかった。日系住民は、総督府が行政救済制度を施政遂行上の

(35) 「台湾総督ノ命令權ニ付キテ」（初出1895年）（穂積重威編『穂積八東博士論文集』、有斐閣、1943年）672頁。

(36) 山辺健太郎「解説」（『現代史史料 台湾1』、みすず書房、1971年）xliおよび黄・前掲『台湾総督府』234～235頁。「土」とは「地方」のことであり、「土皇帝」とは漢民族系住民による強大な権力を有する総督に対する呼称である。

(37) 実際には、総督の律令制定権も本国政府にかなり制約されていた（檜山幸夫「台湾総督の律令制定権と外地統治論」中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂委員会編『台湾総督府文書目録』第4巻、ゆまに書房、1998年、472～474頁）。

(38) 後藤武秀『台湾法の歴史と思想』（法律文化社、2009年）27頁。日本統治期に制定された律令はすべてで466件であり、このうち児玉と後藤が赴任した最初の2年間に57件が制定されている（黄・前掲『台湾総督府』229頁）。

(39) 「立法（三）」『台湾民報』（1902年2月7日付）。

障害と見なしていることがその原因であると主張したが、実際そのとおりであった。総督府が行政救済制度を「安定的施政の阻害要因」と見なしていたことは、例えば1900年代初頭の児玉・後藤のもとでの台湾法制改革構想である「台湾統治法」⁽⁴⁰⁾に関する文書において、「六十三號ヲ廢滅ニ帰セシメ何等之ニ代ルヘキ制度ヲ設ケサルトキ」における「法制上ノ混乱」の例として「行政裁判法、訴願法ノ如キ直ニ臺灣ニ行ハレ大ニ行政ノ威信ト敏活トヲ失墜スルニ至ル」⁽⁴¹⁾ことが挙げられているところからも明らかであろう。またこうした評価は本国政府にも共有されており、やや時代は下がるものの1916年の三一法（＝六三法の後継法）改正法案審議の際の台湾統治の本国責任者である一木喜徳郎内相の答弁には、「總督ノ権力ヲ強クシ、サウシテ統治上十分威信ヲ立テ、行カナケレバナラヌト云フ必要カラ考ヘマスト強チ個人ノ權利ト云フコトノミニ重キヲ措ク譯ニ參ラヌ、行政訴願行政訴訟ノ途ヲ開クガ如キハーノ利益ハアリマスケレドモ、又他ノ方面ニ於テ統治上随分有害ナル結果ガ無イトモ限ラヌ」⁽⁴²⁾との発言が見られるのである。

『台湾民報』に集った弁護士たちは、台湾における行政救済制度の不存在を強く批判した。弁護士たちは、「臺灣総督府の命令處分にして違法に涉り個人又は法人の權利を傷害したるときは訴願又は行政訴訟を提起するを許さゞる」ことが、「行政法上の責任を免がれ人民は權利の回復救済を得ずして爲に行政は暴横専恣に流るゝ」⁽⁴³⁾原因であるとして、総督府の専恣的な施政のやり方を改善するためにも行政救済制度の導入が是非必要であると訴えたのである。行政救済制度の導入は、1900年代初頭から在台弁護士による基本的な改革要求の一つとなっていたのである。⁽⁴⁴⁾

『台湾民報』に集った者を中心に、1900年代初頭の弁護士たちは、総督府施

(40) 「台湾統治法」については、春山明哲「明治憲法体制と台湾統治」、「台湾旧慣調査と立法構想」（同『近代日本と台湾』、藤原書店、2008年）を参照。

(41) 「台湾統治法案」（水沢市立後藤新平記念館所蔵『後藤新平関係文書』7-77）。

(42) 『帝国議会議院議事速記録』第31巻（東京大学出版会、1981年）471頁。

(43) 「官制（二）」『台湾民報』（1902年2月7日付）。

政に対し極めて批判的な立場をとったのであるが、その背景には台湾における弁護士制度の成り立ちが関係していると見られる。⁽⁴⁵⁾この問題は非常に興味深く機会があれば別稿で論じてみたいが、以下では本論に最低限関係する範囲での記述にとどめておく。

台湾における弁護士制度は、1898年1月の訴訟代人規則を嚆矢とする。同規則により「當事者ノ委任ヲ受ケ臺灣總督府法院ニ於テ民事訴訟ノ代理人ト爲リ又ハ刑事訴訟ノ辯護人」(第1条)となる訴訟代人が設けられたが、当時の台湾には本国法曹資格保持者がほとんど存在しなかったため、法院判官・検察官出身者を含む本国弁護士資格を有する者(=弁護士訴訟代人)以外に、総督府の検定に合格した者(=検定訴訟代人)にも訴訟代人の資格が認められた(第2条)。その結果、訴訟代人の大部分を前述の『台湾民報』の経営者たちを含む検定訴訟代人が占めることになったのである。例えば、台北地方法院登録の訴訟代人については、3分2⁽⁴⁶⁾(50名のうち34名)が検定訴訟代人であった。

1900年1月制定の台湾弁護士規則では、本国弁護士資格の有無をもって弁護士(元弁護士訴訟代人)と訴訟代人(元検定訴訟代人)の区別が設けられた。訴訟代人にも一応、「當分ノ内其職務ヲ行フ」ことは認められたのであるが、

(44) 行政救済制度の導入は弁護士のみが要求していたものではなかった。例えば、かつて台湾で製糖業を営んでいた衆議院議員の中川虎之助が1912年に提出した建議(中川虎之助提出「台湾税政刷新ニ関スル建議案」国立国会図書館憲政資料室所蔵『鈴木三郎文書』45)では、「属人的な内地延長主義」の立場から「臺灣在留ノ内地人一般及土人ニシテ直接國税十圓以上ヲ納ムル者ニ對シテハ上告權ヲ付與シ且行政訴訟ノ途ヲ開ク」と、「内地人一般」と直接国税10円以上を納める漢民族系住民への上告権と行政訴訟の機会の付与が求められている。なお徳島県立公文書館に中川虎之助の旧蔵資料(『中川家文書』)が所蔵されているが、そのなかにはこの建議案は収められていない。

(45) 台湾における弁護士制度の成り立ちについては、陳・前掲『日治時期的臺灣法曹』や王=曾・前掲『二十世紀台北律師公會會史』が先行研究である。また李・前掲『台湾近代メディア史研究序説』第3章は、メディア経営という観点から在台弁護士の生態を描いていて興味深い。

(46) 王=曾・同上『二十世紀台北律師公會會史』367～369頁。

彼らは弁護士との間に区別が設けられたことに強い反発を示した⁽⁴⁷⁾。さらに、検定訴訟代人出身者で『台湾民報』の経営にも関与した龔輪藤次郎の述べるところによると、1899年3月開催の各法院長及検察官長会議において検定訴訟代人にも弁護士資格を与えるべきとの答申がなされたにもかかわらず、総督・民政長官を構成員に含む総督府評議会がこれを無視して弁護士規則を制定したことも検定訴訟代人の怒りを招く一因であったという⁽⁴⁸⁾（龔輪は、この政策決定の背後に、検定訴訟代人を「生活及營業上の強敵」と敵視する弁護士訴訟代人の陰謀を感じ取っていた⁽⁵⁰⁾）。

結局総督府は、翌年4月に「現下ノ訴訟代人ヲ辯護士ト比スルニ其品位、學能等取テ等差ナキノミナラス又實際ノ取締上ニ於テモ兩者併行ハ却テ得策ニ非サルヲ認ムルノ域ニ達シ⁽⁵¹⁾」ていることを理由に「訴訟代人辯護士名簿ニ登録ヲ請フトキハ辯護士タルコトヲ得ルノ件」（律令第2号）を発し、30日以内に登録した訴訟代人に限り弁護士資格を与えることにした。しかし上述のような経緯があったため、1900年代初頭総督府と検定訴訟代人出身者を中心とする弁護士との関係は決して良いものではなかった。こうした弁護士制度形成時の出来事などがきっかけとなり弁護士の間で強まった総督府に対する不信感が一部の

(47) 三好徳三郎記（波形昭一編集・注記）「三好茶苦来山の逸話」（同編著『民間総督三好徳三郎と辻利茶舗』、日本図書センター、2002年）明治33年1月25日の記事（75頁）。

(48) 龔輪藤次郎（1872～1941）は、1892年東京法学院を卒業後、1898年7月に訴訟代人登録を行った。1901年に弁護士となり、1911年から1912年にかけて台北弁護士会副会長を、1925年から1926年には同会長を務めた（王＝曾・前掲『二十世紀台北律師公會會史』77～78頁、369頁、371頁）。なお1916年7月に『台湾商事報』の社長に就き、1936年4月まで後継紙である『台湾経世新報』の社長を務めた（李・前掲『台湾近代メディア史研究序説』208頁）。

(49) 龔輪藤次郎「弁護士法の制定に就て」『高山國』第3号（1899年）9頁。

(50) 弁護士訴訟代人は「吾妻派」、検定訴訟代人は「翁派」という派閥を形成し対立していたという（鐘・前掲『日據初期台湾總督府統治権の確立』146～147頁）。

(51) 『臺灣省臺灣總督府事務成績提要 七（台湾總督府編『明治三十四年分 台湾總督府民政事務成績提要 第七編』復刻）』（成文出版、1985年）136頁。

者を『台湾民報』の発刊に向かわせ、結果的に弁護士を台湾における改革者の地位に押し上げるきっかけになったともいえよう。

弁護士は、新聞メディアを通じて総督府施政を批判したものの、当の総督府は1904年3月に台湾新聞紙条例第10条違反を理由に『台湾民報』の発行許可を取り消すなどその意見に耳を傾けようとはしなかった。⁽⁵²⁾ こうした総督府の対応が弁護士の総督府批判に拍車をかけたことは否めず、ついに彼らは、当時都市住民の支持を背景に、藩閥・官僚、政友会をはじめとする既成政党に対抗する第三極として急速に勢力を伸ばしつつあった本国弁護士に支援を要請することにしたのであった。⁽⁵³⁾

本国弁護士は、1896年に東京弁護士会に所属する者を中心に日本弁護士協会を結成した。⁽⁵⁴⁾ 弁護士協会は、弁護士出身の議員（＝法曹政治家）を通じて司法制度をはじめとする自らの改革案を帝国議会で法案として提出するなど活発な動きを見せており、その威勢は台湾でも「協會が民間知識の淵藪として社會及び殊に法界の爲め貢献する所少からず従て一般の感謝と信用とを得つゝあることは何人も認知する所なる」と紹介されていた。⁽⁵⁵⁾ 在台弁護士から支援を申し込まれた弁護士協会は、1907年に台湾支部を組織し共闘する意思を明らかにした。⁽⁵⁶⁾ 弁護士協会が本国の弁護士資格を有していない者を含む在台弁護士の要求に耳を傾けたのは、法曹界での「官民格差」の撤廃を求め、「官権偏重」を批判し「民権擁護」を訴えていた弁護士協会にとって、在台弁護士の「新附ノ領土」にお

(52) 李・前掲「植民地統治初期における台湾総督府メディア政策の確立」91頁および98頁注(61)。

(53) 在台弁護士が問題を本国に持ち込むのはこれが初めてではなく、1902年3月に期限を迎える六三法の撤廃を唱えて、1901年末から小林らが本国の言論界・政界へのロビー活動を行っている（呉・前掲「明治三五年日本中央政界の「台湾問題」」116～127頁）。

(54) 三阪佳弘「設立期の日本弁護士協会」（岩谷十郎＝村上一博＝三阪佳弘監修『日本弁護士協会録事 明治編』別巻、ゆまに書房、2008年）14～15頁。

(55) 「日本弁護士会の勢力」『法院月報』第1巻第5号（1905年）47頁。

(56) 台湾支部については、陳・前掲『日治時期的臺灣法曹』159～165頁が詳しい。

ける「官民差別」についての訴えが十分同情に値するものであったからと考えられる。⁽⁵⁷⁾

第2節 日本弁護士協会の活動

法曹政治家と密接な結びつきを持つ弁護士協会という後ろ盾を得て、要求を本国に持ち込む回路の形成に成功した在台弁護士は、早速台湾支部結成直後の1907年6月に、裁判所構成法を施行し大審院への上告を認めること、覆審法院を南清地方領事裁判の控訴審とすること、「刑ノ執行猶豫ニ關スル法律」を施行する勅令を發布すること、民事調停規則を廃止することとともに、「臺灣ニ行政裁判法ノ施行ヲ求ムル」⁽⁵⁸⁾ことを内容とする建議書を佐久間総督に提出するなどの活動を開始した。

台湾支部の主張は『台湾民報』当時と変わらず本国法の施行であり、六三法（当時は三一法）のもとで律令による特別法主義を採用する総督府とは対立していた。例えば、1908年1月に台北法曹倶楽部に招待された岡松参太郎（京都帝国大学教授兼臨時台湾旧慣調査会第一部長）が講演のなかで特別法主義を唱えたときも、台湾支部のリーダーの1人である中村啓次郎は「博士は臺灣立法主義を統一主義、特別主義の二として特別主義を採用すべしと論斷せられたけれども本島の慣習、民人の智能、到底帝國法律に適合すべからずと認むるを得ず（中略）須らく臺灣立法主義は同化主義統一主義を採用せざるべからず」と述べて「御高説の十中の九迄は反對せざるを得ざる」と岡松を批判した。⁽⁵⁹⁾

1909年1月開催の第3回総会では、行政裁判法の施行等の問題について「總督府のみにて解決し得べき事項にあらざるが故に中央政府に對し大に運動を開始すること」⁽⁶⁰⁾を決議し、伊藤政重、小林勝民、箕輪藤次郎の3名が本国に派遣

(57) 日本弁護士協会が植民地の法的問題解決に熱心であったことを指摘したものと
して、李・前掲『植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会』第5章がある。

(58) 『台湾法制改善問題』（1909年）8頁。本稿では『岡松参太郎文書』C42-11に
収録されているものを利用した。

(59) 「岡松博士招待会」『法院月報』第2巻第2号（1908年）90頁。

された。⁽⁶¹⁾ こうした台湾支部からの働きかけをうけて、協会本部でもまた「臺灣統治ノ實績ヲ擧クル上ニ於テ必要ナルノミナラス國法ノ威信ト人權ノ消長ニ關スル重要ナル緊急問題」⁽⁶²⁾であることを認めて、行政救済制度の不存在の解決に向けて行動を開始することを決議した。ただし、三一法の期限が1911年まで残っていたこともあったためか、この時点での協会本部の方針は、同法第4条（「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」）に基づく行政裁判法の台湾施行、つまりは本国政府・総督府の自発的改革を望むという消極的なものにとどまった。⁽⁶³⁾

台湾支部の動きに対しては、「反対側」から以下のような批判が聞かれた。「臺灣の現在の民度は果して不法行為に出でたりや否やを判断する智能あるやなしやも亦甚だ疑問なり若し此の識別なくして一に自己の利害にのみ重きを置いて苟も自己に不利なものとせば悉く皆訴訟提起の手續に出づるとせんか其結果著しき混雜を來し遂には官憲の威圧にまで影響するに至らん今日行政裁判法行はれざるが爲め國民の權利を侵害されたるの事實果して幾干なるかは一に事實に徴するの外なきも既往及將來と雖も敢て甚しき弊害あるべしと思はれず左れば本問題は臺灣統治上特別行政權の存在する限りは殆ど其要なきものと信ず」⁽⁶⁴⁾。掲載誌が総督府の御用新聞である『台湾日日新報』であるところから見て、上記の批判を行っている「反対側」というのは総督府関係者であると推測される。上記の「反対側」からの批判からも窺えるように、総督府は行政救済制度に対し「安定的施政の阻害要因」という考えをもち続けていた。

弁護士協会が関与し始めてからも、本国政府・総督府ともに在台弁護士の要

(60) 「弁護士会決議」『台湾日日新報』（1909年1月7日付）。

(61) 「運動委員上京」『台湾日日新報』（1909年1月21日付）。なお上京した伊藤、小林、箕輪の三弁護士は、「臺灣に行政訴訟の途を開くこと」を求める請願を衆議院に提出した（「弁護士会請願」『台湾日日新報』1909年2月11日付）。

(62) 前掲『台湾法制改善問題』2頁。

(63) 「法制問題運動」『台湾日日新報』（1909年1月27日付）。

(64) 「行政裁判の要なし」『台湾日日新報』（1909年2月19日付）。

求に耳を傾けることはなかった。法案を提出するなど、協会が要求実現に向けて積極的に運動しなかったことが原因と考えられるが、これは台湾支部が在台北護士全体を代表する組織と見なされていなかったことを意味している。

これまでの記述からも明らかなように、特に初期の台湾支部の中心は小林、中村に代表される検定訴訟代人出身者であったが、1900年代初頭に彼らが台湾の法曹界において一定の影響を持ち得たのは弁護士訴訟代人出身者に比べて圧倒的に数的に優位であったからである。しかし、台湾弁護士規則施行以降は台湾でも本国法曹資格を持つ者しか弁護士になれなくなり、しかも新規登録者のなかには判官・検察官出身者が以前よりも多く含まれるようになった⁽⁶⁵⁾。例えば、この点について1907年にドイツに留学し五年ぶりに帰台した法院検察官の早川彌三郎は以下のように語っている。「民間法曹の人々には餘り面識の人はないが當時非常な優勢なりし人々の多数が此頃では一向法院に顔を見せない、此頃法院に出入して盛んに法律事務を執つて居る人々は机を列ねた當時の同僚であつた人が多い⁽⁶⁶⁾。判官・検察官出身者であっても総督府の専恣的性格を批判し「民権擁護」を訴える者がいたことは確かである⁽⁶⁷⁾。しかし彼らが弁護士界に流入してくるにつれ検定訴訟代人出身者の数的優位は失われ、その影響力に翳りが見られるようになったことは容易に想像できる（1906年末時点で台北地

(65) 1902年から1911年の間に台北地方法院に新たに登録した38名のうち9名が判官・検察官出身者で、また1915年の時点で台湾地方法院に登録していた弁護士で経歴が判明している41名中では10名が判官・検察官出身者であった（王＝曾・前掲『二十世紀台北律師公會會史』63～64頁）。

(66) 早川彌三郎君談「五年目で見た台北（1）」『台法月報』第5巻第10号（1911年）138頁。

(67) 判官・検察官出身者で総督府の「官権偏重」を批判した弁護士としては、1905年に台北地方法院判官を辞した伊藤政重と1911年に台北地方法院判官を辞した山口十次郎の名前を挙げることができる。伊藤は『全台日報』・『実業之台湾』、山口は『新台湾』という総督府批判メディアを経営したが、特に山口の『新台湾』は辛辣な総督府批判を展開したことで知られる（李・前掲「植民地統治初期における台湾総督府メディア政策の確立」99頁注（69）および李・前掲『台湾近代メディア史研究序説』106～112頁）。

方法院に登録していた全弁護士50名のうち検定訴訟代人出身者は16名と、その割合は訴訟代人時代と比べ約半分に落ち込んだ⁽⁶⁸⁾。

台湾支部の結成は『台湾民報』に代わる検定訴訟代人出身者による総督府批判のための拠り所を作り出すものであった。加えて、以上のような台湾弁護士界における勢力変化を前提にすると、劣勢に立たされ始めた彼らの巻き返し戦略の1つだったともいえる。しかし、全弁護士の約半数の参加のもと『日本弁護士協会録事』において自身の要求を公表して法曹政治家を通じてその実現を政府に求める本部とは異なり、総会の参加者が最大でも20名に過ぎない台湾支部の活動は、年1回年始の総会を開催し要望を本部に伝えることに限られた(台湾支部の総会開催状況については、文末【表I】を参照)。つまり台湾支部は、協会本部の威勢に依存した組織だったのである。それゆえ総督府の関心は法曹政治家との結び付きが強い協会本部に向けられた。その本部が行政救済制度について統治者側の自発的改革を望むという方針を採用した以上、総督府が台湾支部の動向を必要以上に警戒する必要はなかったのである⁽⁶⁹⁾。

こうしたなか、事態が大きく動ききっかけになったのが、1913年1月開催の総会において「本年より明年にかけて臨時大會を臺北に開き本部員の出席を促すこと⁽⁷⁰⁾」を決議した台湾支部からの要望をうけた弁護士協会会長増島六一郎の來台であった。増島の來台歓迎会に出席した石井常英覆審法院院長が「司法事務に關して來臺せらるゝといふのは今回(中略)が始めてであります⁽⁷¹⁾」と述べているように、協会本部幹部が來台するのはこれが始めてであった。7月22日に開催された台湾支部臨時総会に出席した増島は、帰国後、裁判所構成法、

(68) 王=曾・前掲『二十世紀台北律師公會會史』371~373頁。

(69) 在台弁護士もこうした状況に手を拱いていたわけではなく、衆議院議員選挙に出馬し要求を本国に持ち込むための地位を得ようとした。その結果、本論中で紹介した小林と中村は明治末年から大正初年にかけて衆議院議員に当選している。ただし呉・前掲「明治三五年日本中央政界的「台湾問題」」124頁は、後藤新平の回顧談を引用しこれこそが彼らの目的であったと指摘する。

(70) 「弁護士総会決議」『台湾日日新報』(1913年1月7日付)。

(71) 「石井法院長の挨拶」『台法月報』第7巻第8号(1913年)116頁。

弁護士法そして行政裁判法の即時台湾施行を唱えるようになった⁽⁷²⁾。8月6日の理事会でこの問題が協議され、その結果弁護士協会は政府に自発的改革を求め従来の方針を変更し、行政裁判法施行を内容とする法案を作成して帝国議会に提出することを決定した。法案起草の責任者には増島とともに来台した原嘉道⁽⁷⁴⁾が選ばれ、1914年2月25日に協会は原の手による以下の法案（「行政裁判及訴願ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ件」）を、法曹政治家を通じて開会中の第31回帝国議会に提出することを決定した⁽⁷⁵⁾。

第一條 明治二十三年法律第四十八號行政裁判法明治二十三年法律第百五號訴願法及明治二十三年法律第百六號行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

第二條 行政裁判法及訴願法中各省大臣又ハ内閣直轄官廳ノ處分ニ關スル規定ハ臺灣總督又ハ臺灣總督直轄官庁ノ處分ニ準用シ各省又ハ内閣ニ關スル規定ハ臺灣總督府ニ之ヲ準用ス

3月4日には増島をはじめとする協会理事ら15名と法曹政治家17名が懇談し、6日にはト部喜太郎、原、花井卓蔵、増島そして宮岡恒次郎が山本権兵衛首相と原敬内相を訪問し陳情を行った⁽⁷⁶⁾。そして12日に、中村の友人で立憲政友会所

(72) 増島六一郎「司法統一論」『日本弁護士協会録事』第178号（1914年）、「司法統一案を通過するは我が憲法史上の急務なり」『日本弁護士協会録事』第204号（1916年）。ただし、増島はかねてより台湾に関心を向けており、その証拠に1898年5月には台北地方法院の訴訟代人名簿への登録を行っている（『台湾総督府府報』第302号、1898年6月2日付）。また1909年の時点でも司法統一論を唱えていた（増島博士「内地台湾司法共通法案意見」『法院月報』第3巻第3号、95頁）。

(73) 「理事会及評議員会其他」『日本弁護士協会録事』第178号、1914年、112～119頁。

(74) 『日本弁護士協会録事』第178号（1914年）に、原が台湾支部総会で演説した「行政裁判法施行の必要」が掲載されている。

(75) 「司法統一問題に関する委員会」『日本弁護士協会録事』第184号（1915年）90頁。

属の法曹政治家松田源治⁽⁷⁷⁾らにより、「裁判所構成法及辯護士法ヲ臺灣ニ施行スルノ法律案」および「明治三十九年法律第三十一號改正法律案」とともに、「行政裁判法及訴願法ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ法律案」（以下、松田案）が衆議院に提出されたのである。こうして台湾における行政救済制度の不存在という問題は、弁護士協会の活動によってようやく解決に向けての第一歩を踏み出したのである。

第2章 1910年代における律令案起草作業

第1節 総督府案の作成

その専恣的性格ゆえに行政救済制度を「安定的施政の阻害要因」と見なし、台湾支部の要求を無視してきた総督府も、協会本部が帝国議会への法案提出という形で問題を本国の政治過程に積極的に持ち込んだことをうけて何らかの対策をとる必要に迫られたと考えられる。その証拠に、当時佐久間総督の秘書官を務めていた鈴木三郎の旧蔵資料には、民政長官の内田嘉吉が台湾支部の土屋理喜治⁽⁷⁸⁾の動向を佐久間総督に報告した電報が残されている。かつて『台湾民報』の経営にも関わっていた土屋は、以前から原敬を訪ね「後藤系専横」や「同地の諸政」の問題点を訴えるなど施政改善に向けて積極的に活動していた。⁽⁸⁰⁾検定

(76) 同上「司法統一問題に関する委員会」92～93頁。

(77) 松田源治（大分県出身、1875～1936）は、1896年日本法律学校を卒業後、司法官試補、検事代理を経て弁護士を開業した。1908年から1936年にかけて衆議院議員を務め、この間拓務大臣（浜口内閣）、文部大臣（岡田内閣）に就いた（前掲『議会制度七十年史 衆議院議員名鑑』466頁）。

(78) 土屋理喜治（長野県出身、1866～1937）は、1897年東京法学院を卒業後、1898年4月に訴訟代人登録を行った。1901年に弁護士となり1905年から1907年にかけて台北弁護士会副会長を務めた（王＝曾・前掲『二十世紀台北律師公會會史』78頁、368頁）。また土屋は、台湾コークス会社取締役、台北建築信用購買組合長を務めるなど実業家としても成功を収めた（「土屋理喜次氏逝く」『台湾日日新報』1937年5月11日付）。

(79) 「電報綴 大正3年1月11日～2月21日」（『鈴木三郎文書』197-1）。

訴訟代人出身で「臺灣法曹界中の理屈屋の大將」⁽⁸¹⁾とも称されていた土屋は、行政裁判法をはじめとする本国法施行問題に私費を投じて取り組むほど熱心であり、今回もまた台湾支部の代表として上京していたのである⁽⁸²⁾。

法案提出の噂を耳にした内田は、提出阻止に向けて積極的に動いた。その様子は弁護士協会の機関誌である『日本弁護士協会録事』で以下のように紹介されている。「臺灣民政^{マツ}放長官内田嘉吉なるものは極力、該案の提出を阻止せんことを企て、東奔西走之が運動に熱中せるのみか一度政友會委員會に本案の提供せらるゝや自ら會議室の戸扉の前に立ち其の走狗を指揮して之が握潰を策せんとしたり（中略）若し夫れ本協會の之が提案に反対するの理由あるは何ぞ正々堂々來つて其理非を究明せざる、吾人は斯る大問題に關し民政長官たる全氏の態度として之を惜むものなり」⁽⁸³⁾。

しかし、内田の工作もむなしく松田案は3月12日に衆議院に提出されてしまった。この日内田は佐久間に向けて報告を行っている⁽⁸⁴⁾。興味深い点は、松田案の起草が弁護士協会により行われたこと、協会の代表者が山本首相、原内相に陳情を行ったことを記すなど、内田が今回の法案提出が弁護士協会により仕組まれたものであることを見抜いていた点である。ただし報告の重点は協会の関与よりもこの問題に対する政府の立場についてであった。弁護士協会から陳情を受けた山本・原が「大体ニ於テ異論ナキモ實施ニツキテハ研究ヲ要ス」との回答を与えたこと、また奥田義人法相が衆議院において「施行ノ差支ヘナキコト」を明言したことをもって、内田は「該案ニ反対セザルモノト認メザルベカラズ」というのが政府の立場であると予想した⁽⁸⁵⁾。内田は、「今期ハ餘日ナク且ツ政友會内ニモ本案反對ノ議員モアリ果シテ成立スルヤ」と今議会において

(80) 原奎一郎編『原敬日記 第3巻』（福村出版、1965年）1913年4月12日の条（303頁）、同18日の条（306頁）。

(81) 「法曹界の人物」『新台湾』御大典奉祝号（1915年）81頁。

(82) 「台湾支部總會」『日本弁護士協会録事』第205号（1916年）132頁。

(83) 「司法統一問題の提案」『日本弁護士協会録事』第184号（1915年）109頁。

(84) 「電報綴 大正3年3月3日～3月31日」（『鈴木三郎文書』197-2）。

成立する可能性は低いと見つつも、「政府ガ同意ノコトヲ公然ニ發表サルル場合ニハ小官共ニ政府ノ意ニ反對スル爲ス能ハズ」と政府の態度を見極められず不安を募らせていた。内田がこうした不安を募らせたのは、前年から総督の武官専任制の廃止、兵権委任の解除を内容とする朝鮮・台湾総督府官制の改正を計画するなど、山本内閣が「日本植民地全体の統治体制を変革する意図を内包していた」⁽⁸⁶⁾ことを察知していたからである⁽⁸⁷⁾。

結局政府が松田案に対する態度を明らかにしないまま第31回帝国議会は25日に会期末を迎え、さらに年初来問題となっていたシーメンス事件により山本内閣が倒れたことで内田の不安は杞憂に終わった。しかし松田案の提出が行政救済制度導入をめぐる議論のきっかけになったことは間違いなく、1914年8月に臨時台湾旧慣調査会（第一部）から西欧諸国（イギリス・フランス）の植民地行政救済制度に関する調査報告書（『英佛及其植民地司法行政裁判制度』）が刊行されたことも決して偶然ではあるまい。⁽⁸⁸⁾

他方、弁護士協会の改革に向けての動きは止まらず、4月25日には第二次大隈内閣の尾崎行雄法相に陳情を行い、⁽⁸⁹⁾さらに12月開会の第35回帝国議会には岩崎勲⁽⁹⁰⁾らが行政裁判法施行法案（以下、岩崎案）を提出した。弁護士協会の活発な働きかけにより法案が成立し、意に染まない制度が本国からもたらされる可能性が従前と比較して高まるなかで、総督府は「先手を取る」ためにも自ら進

(85) 内田は記していないが、奥田が「政府ニ於キマシテハ固ヨリ此大體ノ趣意ニ同意ヲ表シマス以上ハ、出來ルダケ速カニ此趣意ヲ實行シタイ」と答弁したのは裁判所構成法と弁護士法のみで行政裁判法については言及していない（『帝国議会衆議院委員会議録』第5巻、臨川書店、1981年、450頁）。

(86) 松田・前掲『日本の朝鮮植民地支配と警察』272頁注（30）。

(87) 春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」（春山・前掲『近代日本と台湾』）193頁。

(88) 臨時台湾旧慣調査会『台湾旧慣調査事業報告』（1917年）125頁。

(89) 「通常総会」『日本弁護士協会録事』第192号（1914年）87頁。

(90) 岩崎勲（静岡県出身、1878～1927）は、1903年東京帝国大学法科大学卒業後弁護士を開業し、1912年から1915年、1917年から1927年にかけて衆議院議員を務めた（前掲『議会制度七十年史 衆議院議員名鑑』64頁）。

んで行政救済制度導入の検討を開始したものと見られる⁽⁹¹⁾。こうした総督府の対応を見る限り、台湾における問題を本国の政治過程に持ち込むという在台弁護士⁽⁹²⁾の戦略は一定の成功を取めたといえよう。

1915年1月、高田元治郎民政長官代理（殖産局長）は、本国にいる内田から岩崎案提出の知らせをうけて総督府内で対応を協議することにした。このとき高田が協議の案内に付した意見書案では、「行政訴訟及訴願ニ關スル法律施行ノ件」には「反対」であることが明記されている。そしてその理由には、「本島人ハ未タ公法上ノ權利及義務ヲ知得スル程度ニ發達シ居ラス之ニ對シテ行政上ノ處分ニ付訴訟スルノ公權ヲ法律上認メントスルハ未タ其ノ時期」ではないこと、そして「本島行政全般ノ運用ヲ阻害シ徒ラニ文化未タ全カラサル本島人ヲシテ本島政治ノ權威ヲ疑ハシムル」ことが挙げられている⁽⁹³⁾。これを見る限り、総督府の行政救済制度に対する評価に変化は見られない。にもかかわらず高田は「本島ノ民情ニ應シ簡易ノ手續ニ依リ漸次訴願ノ途ヲ開クコトハ敢テ不可ナシト信ス」と、律令をもって独自の訴願制度を導入することに前向きな姿勢を示したのである⁽⁹⁴⁾。

実は総督府での検討が開始される直前に、内田と台湾支部の代表である土屋の間で会談が持たれていた。その際土屋は、「行政訴訟及訴願ニ関スル案ハ協議ノ余地アル」と発言したという⁽⁹⁵⁾。残念ながら会談の詳細は不明であるが、高田が提示した台湾独自の訴願制度導入というのが、会談で土屋が持ち出した「協議ノ余地」の具体的内容ではなかったと筆者は見ている。しかし、たとえそう

(91) 総督府による制度導入検討開始の背景には、本論で指摘した点以外に辛亥革命をきっかけとする「アジア諸民族におけるナショナリズムの興起」も挙げられるかもしれない。駒込武氏はこの事態を前に、「日本帝国主義は守勢にまわりはじめ、内地延長主義への転換を促す思想も準備されていたのではないか」と指摘されている（『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、129頁）。

(92) 「裁判所構成法案台湾ニ施行スル法律案」（『鈴木三郎文書』14-1）。

(93) 同上「裁判所構成法案台湾ニ施行スル法律案」。

(94) 同上「裁判所構成法案台湾ニ施行スル法律案」。

(95) 同上「裁判所構成法案台湾ニ施行スル法律案」。

だとしても、行政救済制度の導入という総督府の「決断」については2つの問題が残されている。1つ目は、なぜ本国法（特に行政裁判法）の施行ではなく律令の制定を選択したのか、そして2つ目はなぜ行政訴訟ではなく訴願だったのかという点である。いずれも理由を明示している資料を見つけることはできなかったが、以下のように考えることができよう。

まず1点目であるが、律令であれば自らに有利な制度設計を行うことができるということはもちろんであるが、それとともに台湾での問題が本国に持ち込まれることを回避したかったからではないかと見られる。他の官僚機構同様に、あるいは植民地現地政府という性格上、特に「縄張り意識」が強かった総督府は、台湾施政に関する方針の決定およびその実現は総督府の専権事項であるという「施政の自己完結性」理念を基本的な考え方として有していた⁽⁹⁶⁾。さらに武官総督のもとでは、「施政の自己完結性」理念は単なる官庁セクショナリズムにとどまらず「統帥権の独立」と重なり台湾を本国とは異質の政治空間へと変貌させていた⁽⁹⁷⁾。こうした状況下での行政裁判法の施行は、行政活動の合法律性判断を総督府ではなく本国行政裁判所に委ねることを意味し、「施政の自己完結性」を損なうおそれがあった。また本国行政裁判所への出訴により施政の「実態」が白日の下に曝されることは、総督府施政に批判的な勢力を勢いづかせるきっかけになる可能性もあった。

次に、行政訴訟ではなく訴願が選択された点については、かなり遡るものの1902年夏の児玉総督からの諮問に対して岡松参太郎が提出した「台湾ノ制度ニ関スル意見書」の以下の一節が参考になる。「行政ノ処分ヲ裁判ニ依リ取消スハ政府ノ威信ヲ害スルコト大ナルノミナラス、又臺灣現時ノ発達ハ未タ此法ヲ制定スルニ適セス、専ラ行政権ノ強大ト敏活トヲ計ルハ急務トスレハナリ、或ハ若夫レ行政官廳ノ処分ニ依リ権利ヲ侵害セラレタル者ハ臺灣總督ニ訴願ス

(96) 黄・前掲『台湾総督府』27頁。

(97) 春山・前掲「近代日本の植民地と原敬」191頁は、「閩族打破、憲政擁護」のローガンのもとでの大正政変・第一次憲政擁護運動では、「植民地長官武官制は軍部大臣現役武官制と同質のものとして、その改革が要求された」と指摘する。

ルノ途ヲ開クハ弊害ナカルヘシ⁽⁹⁸⁾。ここからは「台湾統治法」に帰結する台湾法制改革の初期構想において訴願制度の導入が検討されていた可能性が窺えるのであるが、注目したいのはその理由である。独立した（行政）裁判所による行政訴訟は、宣告が出されるまでに多くの時間が必要であり、出訴されても原則執行不停止であるが法的に不安定な状態に置かれることは否定できない。また、もし処分が取り消された場合には施政に与える影響が大きい。一方上級庁への不服申立てである訴願の場合、手続・結論ともに総督府がコントロールできる。すべて統治者側からの評価であるが、行政訴訟よりも訴願の方が施政に対して与える影響が少ないというのが岡松の考えるところであった。おそらく高田が訴願制度を支持したのも同様の理由で、行政訴訟よりも訴願の方が施政の障害となる可能性が低いと考えられたのであろう。

おそらく以上のような思惑を持っていたと思われる総督府が起草したのが「臺灣訴願令」（以下、総督府案）である。同案は、施行されることはなかったものの台湾における行政救済に関する最初の制度構想であった⁽⁹⁹⁾。

第一条 行政官廳ノ處分ニ對シテハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外臺灣總督ニ訴願スルコトヲ得

第二条 臺灣總督ノ裁決及裁判ヲ經タル事件ニ付テハ訴願スルコトヲ得ス

第三条 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其ノ處分ニ對シ訴願

(98) 岡松参太郎「台湾ノ制度ニ関スル意見書」（『岡松参太郎文書』C41-4-1）。なお、この意見書を分析した春山明哲「法学博士・岡松参太郎と台湾」（春山・前掲『近代日本と台湾』）300頁によると、「岡松の手に成るこの「意見書」は、児玉・後藤の立法構想の核心部分をなすもの」であるという。ただし、岡松の意見書を基に作成された台湾統治法の説明では「臺灣總督ニ訴願スルノ途」についての言及はない（前掲「臺灣統治法案」）。春山・同上論文297頁は、この意見書の完成時期を「おそくとも明治三四年一二月頃まで」としているが、『岡松参太郎文書』に収録されている資料の表紙に「明治三十五年夏児玉総督ノ諮問ニ依リ」と記載されていることから本論のような時期推定を行った。

(99) 「律令案 台湾訴願令ニ関スル件」（『鈴木三郎文書』17）。

スルコトヲ得ス但シ臺灣總督ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ期間經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第四条① 訴願ハ文書ヲ以テシ之ニ不服ノ要點、要求ノ事實並理由、訴願人ノ身分、職業、住所、年齢、處分ヲ為シタル行政官廳及年月日ヲ記載シ署名、捺印スヘシ

② 訴願書ニハ證據書類ヲ添付スルコトヲ要ス

③ 訴願書ノ侮辱誹謗ニ渉ルモノハ之ヲ受理セス

第五条 多数ノ人員共同シテ訴願セムトスルトキハ其ノ訴願書ニ各訴願人ノ身分、職業、住所及年齢ヲ記載シ署名、捺印シ其ノ中ヨリ三人内ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當トスルコトヲ證明スヘシ

第六条 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附スヘシ

第七条 訴願ハ訴願審査會ノ議ヲ經テ臺灣總督之ヲ裁決ス

第八条① 訴願審査會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ陸軍參謀長及海軍參謀長ハ會議ノ事件軍事行政ニ関スル場合ニ限り議事ニ參與スルモノトス

民政長官

陸軍參謀長

海軍參謀長

民政部各局長

警視總長

蕃務總長

參事官（專任者ニ限ル）

事務官（部長タル者ニ限ル）

覆審法院長

覆審法院檢察官長

其ノ他總督ニ於テ必要ト認メタル者

② 臺灣總督ハ會員中事件ニ干與シタル者アルトキハ其ノ事件ノ議事ニ參與セシメサルコトヲ得

第九条① 訴願審査會ノ會長ハ民政長官ヲ以テ之ヲ充ツ

②會長事故アルトキハ出席員中官等最高キ者其ノ職務ヲ代理ス

- 第十条 訴願審査會ニ監事、書記及通譯若干人ヲ置キ臺灣總督之ヲ命ス
- 第十一条 會議ハ總會會員半数以上ノ出席アルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第十二条 訴願審査會ハ文書ニ就キ審議ス
- 第十三条 訴願審査會ハ必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ訴願人及行政官廳ニ辯明書ヲ差出サシメ又ハ期日ヲ指定シテ口答審問ヲ為スコトヲ得
- 第十四条 訴願審査會ハ證人及鑑定人ヲシテ證明及鑑定ヲ為サシムルコトヲ得
- 第十五条 訴願審査會ハ官廳ニ囑託シ若ハ會員ニ命シテ豫メ事件ノ調査ヲ為サシムルコトヲ得
- 第十六条 訴願人ハ臺灣總督ノ認可ヲ得テ代理人ヲ選任スルコトヲ得
- 第十七条 臺灣總督ノ裁決ハ行政官廳ヲ羈束ス

本国法と比較してみると、訴願法を参考にしたと見られる規定が、第2条（第4条）、第3条（第8条第1項および第3項）、第4条（第5条および第6条）、第5条（第7条第1項）、第6条（第14条）、第12条（第13条）、第13条（第13条）、第17条（第16条）であり、行政裁判法を参考にしたと見られる規定が、第8条第2項（第12条）、第9条第2項（第7条第2項）、第14条（第38条第1項）、第15条（第38条第3項）、第16条（第14条）である（いずれも括弧内が訴願法・行政裁判法の条文番号）。

以上のことから総督府案の起草にあたって本国行政救済法が参照されたことは明らかであるが、他方で重要な規定に関しては本案独自の制度設計が試みられている。なかでも特に注目されるのは出願事項の規定方法である。訴願法・行政裁判法はともに出願事項（第1条）・出訴事項（第15条）の規定方法としては列挙主義を採用しているが、総督府案は「行政官廳ノ處分ニ對シテハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外臺灣總督ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得」（第1条）と概括主義を採用したのである。つまり総督府案では、すべての行政活動に対する出願が認められているのであり、その範囲は警察行政はもちろん軍事行政にま

で及んでいると考えられる（第8条第1項）。

訴願による行政監督を強いものとするためには当然出願事項は広く採られていた方が望ましいのであるが、この目的のために総督府案が概括主義を採用したとは考えづらい（もしそうであるならば、総督府ははるか以前に訴願制度の導入を決定していたはずである）。総督府内部でも概括主義に否定的な見解があったと見られるのであるが、それでも採用されたのは施政の基本理念である「施政の自己完結性」によるものと考えられる。

「施政の自己完結性」は、先述した通り台湾施政に関する方針の決定およびその実現は総督府の専権事項であるという施政の基本理念であるが、それはつまり総督が「施政の最終・最高決定権者」であることを意味する。総督府案が「施政の自己完結性」理念を前提にしていたことは、訴願裁決者が総督であるところからもわかる。総督府案は、台湾総督府評議会（台湾総督府評議会章程第1条第1項）⁽¹⁰⁰⁾を参考にした訴願審査会（第8条第1項）を設置することとしているが、「訴願ハ訴願審査會ノ議ヲ經テ臺灣總督之ヲ裁決ス」（第7条）と、審査会はあくまで諮問機関に過ぎず、裁決は総督の専権事項とされた。この「施政の自己完結性」理念がまた出願事項の規定方式とも結び付いていると考えると、

(100) 評議会章程は度々改正されているが、ここでは総督府案起草時点に最も近いものの（1905年勅令第235号）を挙げておく。

臺灣總督府ニ評議會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

總督

民政長官

陸軍幕僚參謀長

海軍參謀長

覆審法院檢察官長

警視總長

局長

參事官 兼任ハ二人ヲ限ル

事務官 六人以内

但シ陸軍軍事參謀長及海軍參謀長ハ會議ノ事件軍事ニ關涉スル場合ニ限り議事ニ參與スルモノトス

概括主義が採用されたのは「施政の最終・最高決定権者」たる総督の地位を重視したためだったと推測される。出願事項の制限は、「施政の最終・最高決定権者」たる総督の権限が及ばない施政領域の存在を法文上で示すことになると考えられたのではないだろうか。このように「施政の最終・最高決定権者」としての総督の地位が全面に押し出された総督府案では、訴願は本国訴願法における「上級庁に対する異義申立」というより、絶対的権力者である「土皇帝」への哀願という性格をより強く持つものになっていたといえる。

第2節 内務省による修正

総督府案は、審査のために1915年2月頃内務省に送られた。第一次山本内閣当時の行政整理により1913年6月に拓務局が廃止され、内務大臣が「臺灣（中略）ニ關スル事項ヲ統理ス」ることになっていたので⁽¹⁰¹⁾ためである。実際に審査を担当したのは地方局拓務課（課長：潮恵之輔）である。内務省は、3月4日付で渡辺勝三郎地方局長が内田に「御再考」を求める文書（「律令案臺灣訴願令ニ関スル件」）を送付し、他方で総督府案に大幅な修正を加えた修正案（＝内務省案）を作成した⁽¹⁰²⁾。その後、総督府から派遣された片山秀太郎参事官が内務省と折衝を行い、3月末に内務省案の一部修正を経て第一次案は完成したと見られる。鈴木三郎の旧蔵資料に収録されている内務省案ではこの修正部分も確認することができるので、以下ではこの点も含めて内務省案を紹介する（傍線部が削除された箇所、括弧内が修正・追加を示している⁽¹⁰³⁾）。

第一條 行政官廳ノ處分ニシテ左ニ掲ケル事件ニ付テハ別段ニ定アルモノヲ除ク外臺灣總督（訴願審査會）ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得

- 一 租税、夫役現品及手数料ノ賦課ニ関スル事件
- 二 租税其ノ他ノ滞納處分ニ関スル事件

(101) 山崎丹照『外地統治機構の研究』（高山書院、1943年）21頁。

(102) 前掲「律令案 台湾訴願令ニ関スル件」。

(103) 同上「律令案 台湾訴願令ニ関スル件」。

- 三 営業免許ノ拒否又取消ニ関スル事件
- 四 水利及土木ニ関スル事件
- 五 地方警察ニ関スル事件
- 六 前各號ノ外特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條 法院ノ裁判又ハ臺灣總督ノ裁決若ハ裁定ヲ經タル事件ニ付テハ訴願スルコトヲ得ス

第三條①訴願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ為シタル行政官廳ヲ經由シテ差出スヘシ

②臺灣總督ノ處分ニ對シ訴願セムトスル者ハ臺灣總督府ニ訴願書ヲ差出スヘシ

第四條①訴願書ニハ不服ノ要點、要求、理由及訴願人ノ身分、職業、住所、年齢ヲ記載シ署名、捺印スヘシ

②訴願書ニハ證據書類ヲ添附スヘシ

第五條 多数ノ人員共同シテ訴願セムトスルトキハ其ノ訴願書ニ各訴願人ノ身分、職業、住所及年齢ヲ記載シ署名、捺印シ其ノ中ヨリ三人内ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當トスルコトヲ證明スヘシ

第六條 行政處分ヲ受ケタル後六（三）十日ヲ經過シタルトキハ其ノ處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス但シ臺灣總督府（訴願審査會）ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ訴願ハ之ヲ却下ス但シ訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

- 一 法令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルトキ
- 二 適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキ
- 三 訴願書ノ侮辱誹謗ニ渉ルモノナルトキ

第八條 第三條第一項ノ場合ノ場合ニ於テ訴願書ヲ受ケタル行政官廳ハ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添附シ臺灣總督（訴願審査會）ニ之ヲ發送スヘシ

第九條 訴願ヲ審査（裁決）セシムル為（臺灣總督府ニ）訴願審査會ヲ設ク

第十條①訴願審査會ハ會長一名委員十名ヲ以テ之ヲ組織ス

②會長ハ民政長官（臺灣總督）、委員ハ臺灣總督府高等官ヲ以テ之ニ充ツ

③臺灣總督ハ必要アリト認メタルトキハ第一項定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得

第十一條 訴願審査會會長事故アルトキハ出席員中官等最高キ者其ノ職務ヲ代理ス

第十二條①訴願審査會ニ幹事、書記及通譯若干人ヲ置キ幹事ハ臺灣總督府高等官、書記及通譯ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

②幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌リ書記及通譯ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務及通譯ニ従事ス

第十三條①訴願審査會ハ會長及委員ヲ合セテ半数以上ノ出席スルニ非サレハ決議ヲ為スコトヲ得ス

②決議ハ出席委員ノ過半数ニ依リ之ヲ為ス

③可否同数ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 臺灣總督（訴願審査會會長）ハ訴願審査會委員中事件ニ干與シタル者アルトキハ其ノ事件ノ議事ニ參與セシメサルコトヲ得

第十五條 訴願審査會ハ文書ニ就キ審議ス但シ必要アリト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ口頭審問ヲ為スコトヲ得

第十六條 訴願審査會ハ證人及鑑定人ヲシテ證明及鑑定ヲ為サシムルコトヲ得

（前項證明及鑑定ニ関スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム…修正？）

第十七條 訴願審査會ハ官廳ニ囑託シ若ハ委員ヲシテ豫メ事件ノ調査ヲ為サシムルコトヲ得

第十八條 訴願審査會ニ於テ審査シシタルトキハ其ノ結果ヲ臺灣總督ニ具申スヘシ

第十九（十八）條 訴願ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ臺灣總督（訴願審査會）ハ必要アリト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

- 第二十（十九）條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附スヘシ
 第二十一（二十）條 訴願ノ裁決書ハ其ノ處分ヲ為シタル行政官廳ヲ經由シテ
 之ヲ訴願人ニ交付スヘシ
 第二十二（二十一）條 訴願ノ裁決ハ行政官廳ヲ羈束ス
 第二十三（二十二）條 訴願人ハ臺灣總督（訴願審査會）ノ認可ヲ得テ代理人
 ヲ選任スルコトヲ得

内務省案の内容説明をかねるものであるので、内田に「御再考」を求めた前述の3月4日付文書を参考に総督府案に対する内務省の指摘を列挙しておく。⁽¹⁰⁴⁾

①台湾の事情（＝「民度」の低さ）および内地との関係（＝均衡性）から見て、原案第1条の出願事項の規定方法には列挙主義を採用すること。②原案第2条の「總督ノ裁決」の意味が不正確であるため、総督の裁定への出願を許すか否かが不明であること。③原案第2条の「裁判」を「台湾総督府法院ノ裁判」に変更すること。④訴願法第2条、第11条、第15条を参考に規定を置くこと。⁽¹⁰⁵⁾⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾⑤訴願審査会を置く理由が不明であること、また必要があるとしても組織が過大すぎる。⑥原案第7条の「議ヲ經テ」の文意が不明であるため、総督が訴

(104) 同上「律令案 台湾訴願令ニ関スル件」。

- (105) ①訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ
 ②訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ
 ③國ノ行政ニ附此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ
- (106) ①第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添へ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ
 ②第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ
 ③第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依ルヘシ

願審査会の議決を変更できるのかに疑義が生じるなど両者の関係がわかりにくいこと。⑦審査会の議決決定の方法を規定すること。⑧却下事由を規定すること。⑨会長、監（幹）事、書記等の職務の範囲を規定すること。⑩監（幹）事、書記、通訳は総督府奏任官および判任官をもって充てる旨を規定すること。⑪必要な場合には行政処分の執行を停止できる旨を規定すること。

指摘のなかでも最も注目されるのは出願事項の規定方法を列挙主義にすべしという①であろう。修正理由が、「包括的規定ハ内地法以上ノ権利ヲ認ムルノ嫌アリテ餘リニ突然ニ過タルヲ以テ差當リ訴願法ニ準據シテ列記主義ヲ取り必要アルモノニ對シテハ漸次規定ヲ設クルヲ可ナリ」とされているところから、内務省が概括主義に反対したのは在台住民に本国住民以上の権利を与えることを不適切と考えたためだとわかる。総督府内部でも概括主義の採用には反対意見があったものと見え、内務省との折衝を担当した片山も「強テ原案ヲ主張スルノ必要モ無之」と、比較的容易に内務省の主張を受け入れている。⁽¹⁰⁸⁾

ただし総督府が内務省の言いなりだったわけではない。このことが窺われるのが、総督府と内務省の折衝の結果内務省案にほぼ唯一加えられた修正である総督と訴願審査会との関係に関する部分である。すでに紹介したとおり総督府案では総督が裁決機関、訴願審査会が諮問機関であったが、内務省案は民政長官を会長とする訴願審査会を審査機関にするという変更を施した。その結果、出願事項を列挙主義としたことと併せて、内務省案での「訴願」の性格は、原案で見られた「土皇帝」たる総督への哀願から「上級行政庁に対する異議申立」という本国の訴願により近いものになった。しかし総督府は、この「施政の自己完結性」理念に全く配慮を払っていない修正に不満であった。内務省案に対しては、訴願審査会の性格を「審査」機関から「裁決」機関と一層明確化したうえで会長に総督を置くという再修正が行われているが、これは総督府が特に望んだものだと考えられる。総督府はこの再修正をもって、訴願審査の主

(107) 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交附スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

(108) 前掲「律令案 台湾訴願令ニ関スル件」。

体を総督から訴願審査会に変更するという内務省の考えに一応従いつつも、その会長に総督を据えることで総督の裁決権を事実上認めさせて「施政の自己完結性」理念を守ろうとしたものと見ることができる。

なお内務省案のその他の規定を見てみると、出願・訴願書・裁決書の提出・経路については、訴願法（第2条、第11条、第15条）を参考にした規定（第3条、第8条、第21条）が置かれ、出願の効果・審査会の組織・裁決の効果などについては行政裁判法（第27条、第23条、第12条、第42条）を参考した規定（第7条、第19条、第14条、第20条）が置かれるなど、全体的に本国行政救済法が多く参照されている。それゆえ、内務省案を基に完成した第一次案は本国の行政救済法（訴願法・行政裁判法）に近い内容を持つもの（訴願法をベースに必要な部分を行政裁判法で補充）になっている。以上のような内務省案の作成は、総督府側が「施政の自己完結性」を重視していたのに対し、内務省が「本国法との関係（均衡性）」を第一に考えていたことにより生じたものであった。第一次案の起草過程もまた、当時しばしば見られた植民地に関する制度設計における本国政府と現地政府との間の考え方の齟齬が表面化したものの1つに数えられるであろう。⁽¹⁰⁹⁾

(109) 総督府が作成した原案を本国政府が大幅に修正した事例としては、1915年の公立台中中学校官制、1919年の台湾教育令（駒込・前掲『植民地帝国日本の文化統合』）、1920年の地方制度改革（謝・前掲「大正九年台湾地方制度の成立過程（2・完）」）などが挙げられる。これらはいずれも本国政府が朝鮮との均衡性を取り上げた事例であるが、当然本国との均衡性も問題にされたであろう。

第3章 1920年代における律令案起草作業と訴願法の施行

第1節 新たな政治課題の出現

前章で述べたように、1915年上半年に総督府と内務省の間で第一次案の起草作業が行われたのであるが、その後同案が施行されることはなかった。後述するように、1920年末から新たに律令案（＝第二次案）が作成されるのであるが、内務省案の起草およびその後の総督府・内務省の折衝が行われた1915年3月からそれまでの間の動きは明らかではない。ただし、日本弁護士協会の依頼に基づき第37回帝国議会に廣岡宇一郎⁽¹¹⁰⁾らが提出した行政裁判法施行法案（以下、廣岡案）の衆議院特別委員会（1916年2月18日）において、政府委員の鳥居錡次郎内務省副参政官が「行政訴訟、訴願ノ如キヲ認ムルトキハ統治ヲ紛亂スルノ惧ナキ能ハス、但行政上ノ處分ニ關シ救済ノ道ヲ開カムカ爲メ相當ノ方法ヲ設クルコトハ目下調査中⁽¹¹¹⁾」と答弁しており、あるいはこの時点では第一次案とは異なる形での制度導入が検討されていた可能性もある。

しかし筆者は、1915年下半年には作業は中断していたのではないかと見ている。このように推測する理由の一つに、1915年10月に、台湾支部との窓口になっていた内田嘉吉が民政長官を辞任したことが挙げられる⁽¹¹²⁾。また新たに民政長官となった下村宏は、就任早々安東貞美総督に施政に関する意見書を提出したのであるが、そのなかで裁判所構成法施行について「臺地ノ官民其可否ヲ論議スル者ハ勿論、殆ント耳ヲ傾クル者アルナク、只一部為ニスルノ徒其聲ヲ大ニスルモノナリト云フヲ聞クニ至リテハ小官ノ特ニ遺憾トスル所ナリ⁽¹¹³⁾」と述べ、台湾支部（＝「一部為ニスルノ徒」）に批判的な態度を示していた。意見書には

(110) 廣岡宇一郎（兵庫県出身、1867～1941）は、1896年日本法律学校を卒業後弁護士を開業し、1915年から1932年にかけて衆議院議員を務め、1927年に通信政務次官に就いた（前掲『議会制度七十年史 衆議院議員名鑑』420頁）。なお、田村昭治『ここに人あり 淡路人物誌』（教育出版センター、1999年）322～325頁に簡単な伝記が掲載されている。

(111) 『帝国議会衆議院委員会議録』第10巻（臨川書店、1982年）483頁。

訴願制度に直接言及している箇所は見当たらないものの、下村が裁判所構成法とともに台湾支部が要求していた行政救済制度の導入に積極的であったとは考えづらい⁽¹¹⁵⁾。

さらに本国政府も行政救済制度の導入に批判的であった。1916年2月14日の三一法改正案の衆議院特別委員会における一木内相の答弁は、こうした本国政府の立場とともに第一次案廃案の理由の一端を明らかにするものとして興味深い。「新附ノ民ニ向ツテ統御致シテ參リマスコトハ、其權利思想ヲ満足セシム

(112) 内田が辞任したのは、新任の安東貞美総督との不和および権限上の確執によるものであったという。詳しくは、池田敏雄「柳田国男と台湾」（末成道男編『池田敏雄台湾民族著作集 下巻』、緑蔭書房、2003年）559～561頁および岡谷公二『貴族院書記官長 柳田国男』（筑摩書房、1985年）51～53頁。なお第三次桂内閣で通相への就任が決まった後藤新平は内田の次官就任を望んだが、後任の民政長官に適任者が見つからなかったために実現には至らなかった（「電報綴 大正元年11月～12月」『鈴木三郎文書』194-3）。実際に次官に就任したのは浜口雄幸であり、波多野勝『浜口雄幸』（中公新書、1993年）10頁は「三顧の礼をもって浜口を迎えた」と述べている。しかし上記の資料での後藤の浜口に対する評価は、「性質窮屈ナレバ却ッテ御任用ニ不便多カラン」というものであり、第一候補は内田であったように思われる。

(113) 下村宏『台湾統治ニ関スル所見』。本稿では神戸大学附属図書館に所蔵されているものを使用した。

(114) 下村の民政長官就任は、柳田国男（当時貴族院書記官長）の斡旋によるもの（岡義武＝林茂校訂『大正デモクラシー期の政治』、岩波書店、1959年、1921年6月15日の条（101頁））で、強く推薦したのは一木内相であったという（石井光次郎『回想八十八年』、カルチャー出版社、1976年、150頁）。そのほか、池田・前掲「柳田国男と台湾」561～563頁および岡谷・前掲『貴族院書記官長 柳田国男』53～59頁を併せて参照。

(115) 「1916年5月20日付岡松参太郎宛片山秀太郎書翰」（『岡松参太郎文書』B13-19）では、「民事令以下立法の件内務大臣より民政長官ニ命ぜられた過日民政長官へ法制局長官と談判したるも不調に了りたる」と、内田民政長官時代に臨時台湾旧慣調査会第三部が作成し1914年8月に完成した台湾民事令などの立法に下村が乗り気でないことについて、片山が岡松に不満を漏らす一節がある。第一次案について述べたものではないが、内田から下村への交代が政策の遅延・断絶を生んだ可能性を示すものとして参考になる。

ルト云フコトニ餘リ重キヲ置キマスルノハ、却テ統治ヲ妨ゲルコトニナリハセヌカ、異人種デ然モ斯ノ如キ習慣ノナイスノ如キ思想ノ乏シイ者ニ向ッテ、直ニ官憲ニ對シテ其處分ノ當否ヲ争フト云フ途ヲ開クコトハ、随分種々ナ弊害ヲ生ズルコトデアアルマイカト思ヒマス（中略）今臺灣ノ土民ニ直ニスノ如キ權ヲ與ヘルト云フコトハ、餘程考慮ヲ要スルコトデアラウト思ヒマス⁽¹¹⁶⁾」。

この一木の答弁を見る限り、第一次案が廃案になった一因に在住民に行政救済の機会を与えることで施政に混乱が生じることをおそれた内務省の判断があったものと推測される。内務省案での列挙主義の採用を見てもそうであるが、この時点では総督府よりも内務省の方が台湾に行政救済制度を導入することに対して消極的であった。（ちなみに下村を民政長官に推薦したのは一木であり、この問題について近い関係にあった両者の間で意思統一がはかられていたのかもしれない）。

行政救済制度導入に向けての総督府内部での動きが次に判明するのは、1920年10月20日の『田健治郎日記』の「午後四時、召集下村、川崎、阿部、鼓于官邸審議左件、決定大體之方針、使鼓參事官上京交渉于政府。（中略）新定訴願令、置訴願審議官、使受理裁決關行政處分訴願事⁽¹¹⁷⁾」という記述である⁽¹¹⁸⁾。

1910年代後半にも在台弁護士からは相変わらず行政裁判法施行を求める声⁽¹¹⁹⁾が聞かれたものの、本国では政友会に代表される政党が政治の中心を占めるにつ

(116) 前掲『帝国議會衆議院委員會議録』第10巻、340頁。

(117) 田健治郎「大正九年日記 下」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『田健治郎関係文書』30）。なお台湾総督時代の日記については、呉文星ほか編『臺灣總督田健治郎日記（上～下）』（中央研究院臺灣史研究所、2001～2009年）で翻刻されているので以下の引用は同書から行った。

(118) ただし、下村宏の同日の日記には「行政訴訟及訴願案」とある（「大正九年日記（コピー）」国立国会図書館憲政資料室所蔵『下村宏関係文書（その1）』755）。下村日記の記述からは当初行政訴訟についても検討されていた可能性が窺えるのであるが詳細は不明であり、解明は今後の課題としたい。

(119) 矢野猪之八「司法統一と行政裁判法施行の必要」『実業之台湾』第70号（1915年）、裴輪藤次郎「行政裁判法の施行を論ず」（初出1916年9月）同『米南文集』（台湾経世新報社、1928年）。

れて「法曹政治家の政党政治化」が進行し、弁護士協会の政治力にも翳りが見え始めていた（行政裁判法施行法案の提出も廣岡案以降見られない⁽¹²⁰⁾）。このように弁護士協会の本国政府・総督府の政策決定に対する政治的圧力が低下していくなかで訴願制度の導入が再び政策課題に浮上してきたのは、総督府側に積極的動機があったと見るのが自然であろう。

第一次案の起草作業中断に下村の民政長官就任が影響を与えているという先の推測を前提にすると、総督府内で制度導入に向けての機運が再び盛り上がりを見せたきっかけはやはり1919年10月の田の総督就任であろう。行政救済制度の導入は、専恣的かつ弾圧的であると批判された武官総督期の施政とは異なる、文官総督のもとの「新たな施政」の実現を住民に印象づける絶好の機会になるはずであった⁽¹²¹⁾。行政救済制度の導入がこうした目的を持つものであったことは、訴願法施行直後に『台湾日日新報』に「今や文化施設の體驗に依る新臺灣の建設に膺り各種の方面に於て根本的の釐革更新を加へ名實共完全なる同化政策の熟成を期待する今日に於て、行政訴願の如き最も個人の利益侵害に對する救済手段に關する施設整備を缺き本島人をして懣ふるに途なからしむるが如きは偏へに憤怨呪詛の聲を放たしむるのみならず同化政策内地延長主義の目的達成の上に多大の障碍となるを懸念し居たのであるが、文官總督の聰明と果斷とは何等躊躇する處なく訴願法實施の勇敢なる措置を執るに到つたのは統治の上

(120) 拙稿「明治40年代の行政裁判法改正事業」『神戸法学雑誌』第62巻第1・2号（2012年）162～163頁。

(121) こうした印象づけが必要とされた背景に、第一次大戦後の民族ナショナリズムの高まりと、1919年の三・一独立運動があったことは多言を要しない。なお朝鮮では三・一独立運動後に長谷川好道総督が寺内首相に「行政裁判所及訴願ノ制度ヲ創設」することを含む施政改革案（「騒擾善後策私見」国立国会図書館憲政資料室所蔵『斎藤実関係文書（書類の部その1）』68-6）を提出した。この改革案中の多くのものは、続く斎藤実総督期に実現したが、行政救済制度は導入されなかった。この改革案については、Richard Devine, *Japanese Rule in Korea after the March First Uprising: Governor General Hasegawa's Recommendations*, Monumenta Nipponica, Vol. 52, No. 4, 1997. をあわせて参照。

に一新紀元を劃するに到つた特筆大書す可き英斷的施設と謂はなければならぬ(以下略)⁽¹²²⁾」との社説が掲載されているところからも明らかである。訴願制度を導入して「行政廳ノ行政處分ニヨリ人民ノ權利若ハ利益ヲ害スルトキハ其ノ人民ニ對シ其ノ處分ノ取消變更ヲ監督廳ニ求ムルトコロノ權利⁽¹²³⁾」を付与することは、これまで「個人又ハ團體ノ願望」に過ぎない請願しか認めていなかったのと比較して、「本島統治上の新紀元を劃せる當局の一大英斷にしてこれぞ本島庶民をして法治國民の體得すべき重要權利の享有であり、文化向上の眞髓に徹せるもの」と、台湾における「法治主義の実現」を体現するものとしても宣伝されたのである。⁽¹²⁵⁾

とはいえ、文官総督登場による「新臺灣の到來」や「法治主義の実現」を演出するためだけに行政救済制度の導入が決定されたとは考えづらく、住民の施政に対する不満を吸収することが目的であったと見る方が自然であろう。訴願法の出願事項と重ね合わせると、このとき総督府が念頭に置いていた「住民の施政に対する不満」というのは租税に対する不満であったと推測される。

総督府の1920年度歳出(9,533万円)は1914年度歳出(4,769万円)に比べて約2倍に膨れ上がっていた。⁽¹²⁶⁾さらに大戦後不況の影響を受けて1921年より財政

(122) 「訴願法実施と文化向上」『台湾日日新報』(1922年4月1日付)。

(123) 長尾・前掲『台湾行政法大意』218～219頁。

(124) 和田一次「台湾文化と訴願法施行」『台法月報』第16巻第4号(1922年)1頁。

(125) 当時の英米領事の報告では、「文官総督への高い評価」、「特に本国法令の台湾延長適用に代表される法制度面での「同化」への肯定的見解」が共通して見られるという(梶居佳広『植民地』支配の史的研究、法律文化社、2006年、100頁)。この点については、Robert L. Jarman (Ed.) , *TAIWAN : Political and Economic Reports*. Vol. 6 : 1900-1923., Slough, 1997, p.646. をあわせて参照。

(126) 例えば1920年地方制度改革の立役者である水越幸一(総督府事務官)は、「本島に於ては縦令地方制度改革なかりしとするも、歐洲戦役後に於ける物價騰貴、貨幣價值下落に連れて必然的に膨張する経費の増加と、時運の發展に應ずべき地方施政に要する経費の増加とは、到底之れを免れ得ざりしことを察知し得る」と、財政膨張(とそれに伴う住民の負担増)の必然性を指摘している(水越幸一「台湾地方財政の概要」『台湾時報』大正13年7月号、1924年、37頁)。

逼迫状況に陥り、翌年度からは緊縮方針が採られることになった。⁽¹²⁷⁾こうした状況への対応策として、総督府は1920年8月に台湾所得税令を制定したのであるが、すでに9月中旬には賀来佐賀太郎民政長官から田に「所得税法實行上納税者苦情沸騰」⁽¹²⁸⁾との報告が上げられている。また同年の地方制度改革では地方税（＝州・庁税、市・街庄税の導入）⁽¹²⁹⁾が整備されたのであるが、この時点ですでに総督府参事官の阿部滂（11月に財務局長就任）は「今後の發展如何によりては租税の方面に於て多少の増徴を要するに至ることも亦避け難き事實である^マう」と将来住民負担増が生じることを予想していた。⁽¹³⁰⁾つまり訴願制度の導入を⁽¹³¹⁾決断した1920年10月下旬当時、田をはじめとする総督府幹部は住民の間で租税に対する強い不満が渦巻いていることを察知し、にもかかわらず将来にわたって住民の負担をさらに増やさざるを得ない状況に置かれていたのである。

租税に対する住民の不満が高まるおそれがあったとして、極端な言い方をすれば総督府はこれまでこの種の不満を悉く無視してきた。にもかかわらず、今回に限り行政救済制度を導入してまで対処することになった背景には、新たな政治課題の出現があったと見られる。若林正文氏の言葉を借りれば、「1920年に入って（中略）日本独占資本の進出の一層の進行と土着資産階級子弟への近代思想の一定の浸透と新たな民族自覚の高まり、という条件下に、日本帝国主義の台湾支配の政治的・経済的支配の媒介者である土着地主資産階級の間に、再度の分化、即ち新たな買弁—民族主義層の分化」⁽¹³²⁾が生じていたのである。そこで総督府の新たな政治課題として浮上してきたのが、「土着地主資産階級（＝

(127) 井出季和太『台湾治績志（1937年刊本復刻）』（南天書局、1997年）664頁および728頁。

(128) 前掲『臺灣總督田健治郎日記（中）』324頁（1921年9月19日の条）。

(129) 州・庁税として、地租附加税、所得税賦課税、戸税、営業税、雜種税が、市・街庄税として、地租附加税、戸税割、営業税割、雜種税割が定められた。

(130) 阿部滂「地方制度の改正と財政」『台湾時報』大正9年10月号（1920年）36頁。

(131) 傅奕銘『近代台湾の地方制度と地方財政（1895～1945）』（岡山大学大学院文化科学研究科博士論文、2003年）105～107頁。

(132) 若林・前掲『台湾抗日運動史研究』38～39頁。

日本権力による台湾漢族支配の政治的・社会的・経済的媒介者の役割を受け持たされた漢族社会の上層部分⁽¹³³⁾」を「植民地支配構造の枠内に再度誘導し押し込めてゆくこと⁽¹³⁴⁾」であった。

総督府が、土着地主資産階級が「新興知識人（＝日本教育を受けた、従来の読書人タイプとは異なる、近代的教養を身につけた、日本語を（それも都市知識人の）見事にあやつることができる知識人⁽¹³⁵⁾）」による「後期台湾抗日民族運動」に絡め取られていくことに強い警戒感を示したのは、彼らが施政遂行上重要な政治的資源だったからである。総督府は、「資産や名望を主な基準として台湾社会の新リーダー階層を構成し、植民地の行政末端と治安体制の中に取り込んでゆき、その階層を植民地施政の補助的な手段⁽¹³⁶⁾」としていたのである。

そのため総督府は土着地主資産階級の体制内引き留めに動かざるを得ず、彼らの結集を期待して辜顕栄を中心とする台湾公益会の結成（1923年6月）を支援したりした。その一方で土着地主資産階級の不満を吸収するために、地方制度改革により官選の地方協議会を設置し、1921年6月には台湾総督府評議会⁽¹³⁸⁾を復活させたのであるが、訴願制度もまた同様の目的から導入が計画されたと考えられる。すなわち、「無理な處分と思ひながら我慢を重ねて内心に政府や官憲を怨み悪んで居るやうでは夫れが鬱積して何時か爆發せずには居ないものと見ねばならぬ斯様なことの無いやうに民衆の苦情を一定の軌道に載せて秩序立つた裁きを付ける」ための「民衆の苦情の安全弁⁽¹³⁹⁾」としての役割が訴願制度には期待されたのである。さらに言えば、原則的に出願資格に制限のない訴願は、

(133) 若林・同上『台湾抗日運動史研究』35頁。

(134) 若林・同上『台湾抗日運動史研究』38～39頁。

(135) 若林・同上『台湾抗日運動史研究』24頁。

(136) 呉文星（所澤潤監訳）『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』（交流協会、2010年）269頁。

(137) 許・前掲『日本統治下の台湾』222頁および呉・同上『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』288～289頁。

(138) 劉夏如「植民地の法制化過程と台湾総督府評議会（1896～1921）」『東アジア近代史』第1号（1998年）77～80頁。

土着地主資本階級のなかでも総督府評議会や地方協議会に参加していない者たちの不満を吸収するための仕組みとして考えられた可能性もあろう。

第2節 第二次案の作成

租税負担の問題は新興知識人による施政批判のなかでも屢々取り上げられており、この問題をきっかけに土着地主資本階級が新興知識人の政治運動に接近し総督府と正面から敵対する可能性は大い⁽¹⁴⁰⁾にあった。そこで総督府は、訴願制度を導入し施政に対する不満を合法的に表明する機会を与えることで、土着地主資本階級の体制内引き留めを狙ったものと考えられる。その意味では一定の範囲内での訴願利用は歓迎されたのであり、実際訴願法施行から間もない1922年11月には、賀来総務長官名で州知事・庁長宛に「訴願ノ提起アリタル場合訴願書ノ方式其ノ他輕微ナル点ニ付テノ不備ハ成ルヘク懇切ニ訴願人ニ對シ説示⁽¹⁴¹⁾」することを求める通達が出されているのである。

とはいえ、客観的に見て、訴願制度を導入することで土着地主資産階級をどれだけ体制内に引き留められるかは未知数だったといわざるを得ない。行政救済制度に「民衆の苦情の安全弁」としての役割を期待するのであれば、独立の機関が審査を担当するという点で第三者性が確保され、しかも当事者が直接主張を訴えることができる行政訴訟の方がより効果的であったはずである。にもかかわらず訴願が選択されたのは、従前からの行政救済制度に対する評価に基

(139) この表現は、弁護士の飯岡隆が行政裁判法の施行を求めた際に使用した語である（「行政裁判法を台湾に実施するの可否」『台湾警察協会雑誌』2月号、1929年、42頁、「行政裁判法を台湾に実施す可し（承前）」『台法月報』第27巻第7号、1933年、2頁）。しかし本文で引用した飯岡の主張は、訴願制度導入の目的に関する本論の論旨と一致するものであるので差異を顧みずあえて使用した。

(140) 若林・前掲『台湾抗日運動史研究』211～212頁および傳・前掲『近代台湾の地方制度と地方財政（1895～1945）』113～114頁。

(141) 「訴願裁決書ノ書式通達（各州庁）」（國史館臺灣文獻館所蔵『大正一一年 台湾総督府公文類纂 第一五巻』冊號：3278文號：7）。『台湾総督府公文類纂』は、謝政徳氏のご厚意によりご提供いただいた。心より御礼申し上げます。

づき施政に対する影響が少ないと考えられたからに他ならない。その結果、上級行政庁による非公開の文書審査に過ぎない訴願に「民衆の苦情の安全辯」の役割を期待するという実効性がより乏しい制度選択をせざる得なくなったのである。それでも訴願制度を導入することにしたのは、総督府が土着地主階級の体制内引き留めという新たな政治課題解決のために他に有効な対策を見出せていなかったということであろう。

行政救済制度に不信感を持ち続けていた総督府は、具体的な制度設計を慎重に行ったものと見られる。制度導入にあたっては、『田健治郎日記』でも述べられているように第一次案同様に律令を作成し独自の制度設計を行う方針が採用された。こうして起草されたのが以下の「臺灣訴願令」(以下、第二次案)⁽¹⁴²⁾である。起草時期は、『田健治郎日記』の記載がある1920年10月末から、第二次案の要旨が諮問された翌年6月の総督府評議会開催までの期間であろう。

第一條 訴願ハ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付之ヲ提起スルコト得

- 一 租税、夫役現品及手敷料ノ賦課ニ関スル事件
- 二 租税其ノ他ノ滞納處分ニ関スル事件
- 三 営業免許ノ拒否又ハ取消ニ関スル事件
- 四 水利及土木ニ関スル事件
- 五 土地ノ官民有区分ニ関スル事件

其ノ他法令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條①訴願セムトスル者ハ處分ヲ為シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ提起スヘシ

②訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ裁決ヲ為シタル行政廳ヲ經由スヘシ

(142) 「勅令第五一号訴願法ヲ台湾ニ施行スルノ件」(同上『大正一一年 台湾総督府公文類纂 第一五卷』冊號：3278文號：6)。

第三條 臺灣總督ノ處分ニ對シ訴願セムトスル者ハ臺灣總督ニ訴願書ヲ提起スヘシ

第四條 法院ノ裁判又ハ臺灣總督ノ裁決ヲ經タルモノハ其ノ事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス

第五條①訴願ハ國語ヲ以テ認メタル文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

②訴願書ノ侮辱誹謗ニ渉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條 訴願書ニハ不服ノ要点、要求、理由及訴願人ノ身分、職業、住所、年齢ヲ記載シ署名捺印スヘシ

第七條①多数ノ人員共同シテ訴願セムトスルトキハ其ノ訴願書ニ各訴願人ノ身分、職業、住所、年齢ヲ記載シ署名捺印シ其ノ中ヨリ三人内ノ總代人ヲ選ヒ之ニ委任シ總代人委任ノ正當ナルコトヲ証明スヘシ

②法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其ノ名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條①行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其ノ處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス

②行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其ノ裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス

③行政廳ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ訴願ハ之ヲ却下ス但シ訴願書ノ方式ヲ缺クモ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

一 法令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノ

二 適法ノ手續ニ違反スルモノ

第十條①訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

②郵便送送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十一條 第二條ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日ヨリ十日内ニ辯明書及必要文書ヲ添付シ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

- 第十二條 訴願ハ文書ニ就キ審議ス但シ必要アリト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ口答審問ヲ為スコトヲ得
- 第十三條 訴願ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
- 第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附シ訴願人ニ交付スヘシ但シ第二條ノ訴願ニ對スル裁決書ハ處分ヲ為シタル行政廳ヲ經由スヘシ
- 第十五條 訴願ノ裁決ハ行政廳ヲ羈束ス
- 第十六條 本令施行ニ關スル細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

本国法および第一次案との条文比較を行うと、本国訴願法をもとに作成されたものであることがわかる。第二次案起草開始の段階で、訴願法を参考にして起草するという内地法延長方針が採用されたことが推測される。第二次案起草における内地法延長方針は、本国・植民地両政府リーダーの施政方針の大まかな一致の結果と考えられる。原首相は、台湾事務局に参加していた外務次官時代からの筋金入りの内地延長主義論者であり、田総督は「原の内地延長主義政策の台湾におけるかなり忠実な実行者で（中略）自身も原と近い考えを持っていた」⁽¹⁴³⁾といわれる。

内地法延長方針のもと起草された第二次案はほぼ訴願法と同じで、一見特に勅令を起草する必要はないように思われる。しかし第二次案では、訴願法では出願事項に含まれていた「地方警察ニ關スル事件」が削除されているのである。先述したとおり、田のもとでの訴願制度導入の決定は総督府の行政救済制度に対する評価の変化に由来するものではなかった。総督府は、行政救済制度に基本的に不信感を抱いていたために施政への影響ができる限り小さくなるように慎重に起草作業に取りかかったと見られ、それが具体的にあらわされたのが出

(143) 春山・前掲「近代日本の植民地統治と原敬」209頁。若林・前掲『台湾抗日運動史研究』56頁も併せて参照。

願事項からの「地方警察ニ關スル事件」の削除であったと考えられる。

日本帝国の領域内において「台湾はもっとも稠密に警察が配置されていた地域」⁽¹⁴⁴⁾であり、「総督府警務局から末端の派出所・駐在所まで綿密に配置された警察網」は「日本帝国主義の台湾支配の根幹」⁽¹⁴⁵⁾をなしていた。他方で、警察吏員の横暴さは在台住民の不满を集めるところで、とりわけ漢民族系住民からは末端の派出所巡査ですら「草地皇帝」⁽¹⁴⁶⁾と呼ばれて恐れられた。新興知識人の施政批判でも警察行政への不满は必ず取り上げられるところであり、それゆえ訴願制度に「民衆の苦情の安全辯」として役割を期待するのであれば出願事項に残しておいた方がよいようにも思われる。にもかかわらずそうしなかった（できなかった）のは、警察吏員への鬱積した不满が一気に噴出し施政に重大な混乱が生じることを恐れたためだと考えられる。

さらに当時の特別な事情としては、郡守による地方行政活動を円滑に実施するためだったことも挙げられよう。郡守は1920年7月の台湾総督府地方官官制改正により置かれた、州知事の監督のもと「法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ處部ノ官吏ヲ指揮監督」する行政官である。今回の官制改正では、それまで警察官が行ってきた普通行政事務は原則として非警察官（「普通文官」）が担当することとなったが、郡守に関しては特に「郡ニ配置セラレタル警視、警部、警部補及巡査ヲ指揮監督」する権限が与えられた（同時に新設された市に置かれた市尹には指揮監督権が与えられなかった）。郡守にのみ指揮監督権が与えられたのは、日系住民が多い市とは異なり、郡には漢民族系住民が多く、また郡内には施政上特に警戒を要すると見なされた「蕃地」（原住民の居住区域）⁽¹⁴⁷⁾が含まれていたためと見られる。「地方警察ニ關スル事件」への出願が認めることは、困難が予想される郡守の地方行政活動に支障を生じさせるおそれがあ

(144) 黄・前掲『台湾総督府』238頁。

(145) 若林・前掲『台湾抗日運動史研究』213頁。

(146) この表現は、若林・同上『台湾抗日運動史研究』214頁で引用されている『楊肇嘉回憶録』（三民書局、1967年）144頁からの再引用である。

ると考えられたのであろう。

以上のように総督府は、行政救済制度を導入するにあたって施政に混乱を生じさせないように慎重に制度設計を行った。田は、内容がほぼ同じであるならば法三号を待って訴願法を施行すればよいという意見に対し、「本法を施行する事が島民の利益なりと認めた以上は徒らに拱手して俟つべき事ではない何故なれば之れを一日早く実施すれば一日丈け島民の幸福を増す事になる」⁽¹⁴⁸⁾と答えている。しかし律令を選択した真の目的は、これまで見てきたように施政への影響が少ない制度設計を行うためであった。第二次案は、本国政府の内地法延長方針に従って起草されているが総督府の目指す安定的施政の妨げには決してならないように考えられたものであり、内容的には違いが見られるものの性格自体は第一次案とあまり変わらないものであったと評価できる。

第二次案は、1921年6月15日に開催された台湾総督府評議会にその要旨が示された。⁽¹⁴⁹⁾参加した評議会会員（津田毅一、黄勗、藍高川）からは導入に賛意を示す発言ばかり聞かれたが、唯一林猷堂と田とのやりとりは注目される。林にどれほど本国法に関する知識があったのかは不明であるが、出願事項について「下級官吏ガ人民ニ對シテ一口ニ謂フト人權蹂躪ニ對シテ訴願ガ出來マスカ」と、「地方警察ニ關スル事件」の削除に関わる質問を行っている。これに対し田は、「内地カラ變レバ別デスガ、今内地デ出來テ居ルノニ其ノ上人權蹂躪ト

(147) 謝政徳『植民地台湾と地方「自治」制度』（大阪大学大学院法学研究科博士論文、2013年）72頁。「蕃地」は台湾全面積の約45%を占め、設置された全47郡の約半数に含まれていた。

(148) 「所謂行政審議会に就て田総督は語る」『台湾日日新報』（1921年6月20日付）。

(149) 管見の限り第一回評議会の議事録は2種類存在しているようである。天理大学附属天理図書館所蔵『下村海南 台湾民政長官時代調査復命書』収録の『第一回台湾総督府評議会議事録 大正十年六月』は第二次案の要旨を掲載しているが議事録を掲載していない。一方、国立国会図書館、千代田区立日比谷図書文化館内田嘉吉文庫、國立臺灣図書館所蔵の『第一回台湾総督府評議会會議録』（台湾総督府評議会、1921年）は要旨を掲載していないが議事録を掲載している。なお第二次案の要旨は、前掲「勅令第五一号訴願法ヲ台湾ニ施行スルノ件」にも収録されている。

云フヤウナコトヲ入レルト云フコトヲ臺灣デ入レル事ハキケナイト思ヒマス、モウ内地法其ノ儘ヲ實行スルコトデ在ツテコレハ私ノ言フタコトガ林獻堂君ニハ判ラナイカ知レマセンガ殆ド増減スル餘地ガナイ⁽¹⁵⁰⁾と、出願事項から「地方警察ニ關スル事件」を削除しているにもかかわらず「内地法其ノ儘ヲ實行スル」と言い放ち林の要望を一蹴した。総督府は、文官総督登場による「新臺灣の到來」や「法治主義の實現」を訴願制度導入の理由に挙げていた。しかし評議会での田と林とのやりとりを見ても到底それを信じることはできない。制度導入の目的が別にあったと考えられる一因であり、これまで述べてきたように筆者はそれを「民衆の苦情の安全弁」としての役割を期待したものと見るのである。

第3節 訴願法の施行と審査

評議会で何らの修正も加えられないまま、第二次案は本国に送られた⁽¹⁵²⁾。寺内内閣当時の1917年7月に設置された拓殖局の審査を受けるためである。審査は1921年7月14日に元田敏夫拓殖局次長、法制局参事官、そして総督府幹部が出席して行われ、田自らが趣旨説明を行った⁽¹⁵⁴⁾。拓殖局から異議が出されることもなく審査は1回で終了し、10月中旬頃に第二次案は法制局に回付された。今後の見通しについて『台湾日日新報』は、「律令を以て公布さるゝは本年末ならんか」¹⁵²と伝えたが、法制局回付後に翌年施行の法三号に基づいて訴願法を施行するように方針の変更がなされた⁽¹⁵⁶⁾。『田健治郎日記』の12月29日の記事に「招鼓参事官（中略）談訴願法及電気事業法實施之件」⁽¹⁵⁷⁾との記述が見られるところから、法制局回付後の10月中旬から12月末までの間に方針が転換されたと考えられる。

当事者の残した資料（『原敬日記』・『田健治郎日記』・『松本剛吉政治日誌』⁽¹⁵⁸⁾⁽¹⁵⁹⁾）

(150) 同上『第一回台湾総督府評議会会議録』156～157頁。

(151) 当日の田の日記は、評議会の様子を以下のように記述している。「議實施訴願令於本島之諮詢案。予説明大體、宣告有即決之必要、會員皆答以感謝之意、贊成之旨。而對行政裁判所設置有無之質問、予確答無其必要之意、以全會一致可決之」（前掲『臺灣總督田健治郎日記（中）』216頁）。

に記述がないため詳細は不明であるが、律令制定は田が立てた方針であるので

- (152) なお『台湾新聞』（台中で刊行されていた『台湾日日新報』系の御用新聞）の記者泉風浪が著した『訴願法註解』（棚邊書店、1922年5月）24～27頁に、「最初總督府から法制局へ提出した」という「訴願法草案」が掲載されている。全体を通じて第二次案と似た内容を持つものの、表現の違い以外に、①第5条第2項が削除されている、②第6条第2項として「訴願書ニハ證據書類ヲ添附スヘシ」という規定が追加されている、③第10条が削除されている、④第11条（泉が紹介する案では第10条）の後に、「訴願ヲ審議スル爲臺灣總督府ニ訴願審議會ヲ置ク」、「訴願審議會ハ會長一人委員十名以内ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ總督委員ハ總督府部内ノ高等官ヲ以テ之ニ宛ツ臺灣總督ハ必要アリト認ムル時ハ第一項ノ定員ノ外臨時委員ヲ命スル事ヲ得」、「訴願審議會ニ於テ會長事故アル時ハ出席委員中官等最モ高キ者其職務ヲ代理ス」、「訴願審議會ニ幹事書記及通譯若干ヲ置ク幹事ハ總督府高等官書記及通譯總督府判任官ヲ以テ之ニ宛ツ幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ニ携ハル書記及通譯ハ會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務又ハ通譯ニ従事ス」の4箇条が追加されている、⑤第12条2項（泉が紹介する案では第15条）として「前項但書ノ場合ニ於テ訴願人ハ訴願審議會ノ認可ヲ得テ代理人ヲ選任スル事ヲ得」が追加されている、といった内容上の違いも見られる。泉の証言を信用すればあるいは6月の第二次案提出から10月中旬以降の訴願法施行決定までの間に作成された律令案（第三次案？）の可能性もあるが内容的には第一次案に近い。ただし詳細は不明であり、解明は今後の課題としたい。なお泉は1893年宮崎県に生まれ、日本大学卒業後に、『東洋新聞』、『東京夕刊新報』、『国民新聞』、『東京日日新報』の記者を経て1919年に渡台し『台湾新聞』に入社した。泉については、泉風浪『新聞人生活式十有五年』（1936年）を参照。泉に言及したものとして、李・前掲『台湾近代メディア史研究序説』215～217頁および蔡蕙類『泉風浪與1920年代臺灣農民運動』『臺灣文献』第61巻第3期（2010年）がある。
- (153) 山崎・前掲『外地統治機構の研究』21～22頁。
- (154) 前掲『臺灣總督田健治郎日記（中）』253頁。
- (155) 「台湾訴願令通過す」『台湾日日新報』（1921年10月9日付）。
- (156) 『田健治郎日記』によれば、7月14日に拓務省で審査を受けたもののうち「道路、教育、民法、商法諮問案」については16日に「審査完結」となっているが、訴願については何も言及がない。ちなみに24日の日記には、「鼓參事官來述於臺灣勅令施行効力研究之結果」の記述が見られる。あるいは『台湾日日新報』の記事とは異なり、実際には審査直後に法三号による訴願法施行が決定されていた可能性もある（前掲『臺灣總督田健治郎日記（中）』255頁および263頁）。
- (157) 同上『臺灣總督田健治郎日記（中）』427頁。

変更は本国政府の指示によると考えられる。おそらく法制局の判断によるものであろうが、原あるいはその意図を汲んだ横田千之助法制局長官の指示の可能性もある（だとすれば、原は11月4日に暗殺されたので方針転換は10月中に決定されたということになる）。というのも原は、「其可適用内地法律者、務實行之」と内地法延長を原則とし、しかも「民法刑法商法等属人民之權利義務」するものは「総督之権限」には属さないとの考え方の持ち主であった。⁽¹⁶⁰⁾それゆえ訴願制度の導入に関しても、原は総督府が主張する律令制定ではなく訴願法施行を望んだと考えられる。第二次案が訴願法と極めて近い内容であったことが方針転換を生じさせた一因であると考えられるが、台湾施政の実態を鑑みて「地方警察二關スル事件」をあえて願事項から除外していた総督府からすればこの変更は重大なものであった。おそらく総督府側は訴願法と第二次案の違いについて説明していたものと考えられるが、だとすれば本国政府は総督府の訴えを無視したということになる。

ただし基本的な施政方針を原と共有していたとはいえ、さすがに現地政府責任者として「臺灣民衆に向て急激に總て内地と同一の法律制度を実施せんとするが如きは忽ち齟齬扞格を來」す⁽¹⁶²⁾と考えていた田を筆頭とする総督府側は、基本的には本国政府の方針に従いつつも「地方警察二關スル事件」の出訴事項からの除外は実現させるつもりであった。その証拠に、総督府が最初に作成した

(158) 民政長官・総務長官としてこの問題に関係した下村宏は6月に田から転任の勧告を受け、本国での審査が行われる直前の7月11日に賀来佐賀太郎が新たに民政長官に就任した。下村の退任については、鐘淑敏「台湾総督田健治郎時代における植民地官僚と台湾支配」（松田利彦編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』、国際日本文化研究センター、2008年）169～173頁を参照

(159) 松本剛吉は当時総督秘書官で、田の在台中に主に人事について本国政府との交渉役を務めていた（前掲『大正デモクラシー期の政治』「改題」7頁）。

(160) 台湾支部の蓑輪藤次郎は法制局長官の横田と「天下只二人の友であった」という（「亡友横田君を憶ふ」前掲『米南全集』554頁）。

(161) 前掲『臺灣總督田健治郎日記（上）』1920年11月15日の条（527頁）。

(162) 前掲『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（1）』293頁。

勅令案では、「訴願法ハ第一條第一項第六號、第二條第三項、第三條、第四條、第十一條第三項及第十三條ヲ除キ之ヲ臺灣ニ施行ス⁽¹⁶³⁾」と、適用除外条文のなかに第1条第1項第6号(=「地方警察ニ關スル事件」)を含めていたのである。しかし、1922年1月に総督府が新たに作成した勅令案では、「訴願法ハ郡参事會、市参事會、府縣参事會及行政裁判所ニ關スル規定ヲ除キ之ヲ臺灣ニ施行ス但シ各省大臣トアルハ臺灣總督、其省又ハ各省トアルハ臺灣總督府トス⁽¹⁶⁴⁾」となっており、「地方警察ニ關スル事件」は適用除外規定から外されている。勅令案の内容変更の背景には訴願法の完全施行を目指す本国政府からの指示があったと見られる。高橋内閣においても横田は法制局長官の地位にあったが、1921年10月15日から翌年1月9日までの間はワシントン会議出席のため渡航していた⁽¹⁶⁵⁾。このことから勅令案の内容変更を積極的に主張したのは法制局(参事官)であった可能性が高いと考えられる⁽¹⁶⁶⁾。

1922年3月28日に勅令第51号をもって訴願法が台湾に施行された。本国と台湾における行政組織の違いから施行が不可能な部分を除く完全施行であった。総督府は訴願制度に「民衆の苦情の安全辯」としての役割は期待していたものの、「安定的施政の阻害要因」という行政救済制度に対する評価自体には変化は見られなかった。それゆえ総督府は、「地方警察ニ關スル事件」を削除するなど訴願制度の導入に慎重な態度で臨んでいた。本国政府の指示による訴願法の完全施行は台湾施政の現実にそぐわないものとして歓迎していなかったのではないかと想像できる。

最後に、施行された訴願法のもとの審査の実態(手続および結果)について

(163) 前掲「勅令第五一号訴願法ヲ台湾ニ施行スルノ件」。

(164) 同上「勅令第五一号訴願法ヲ台湾ニ施行スルノ件」。

(165) 前掲『大正デモクラシー期の政治』116頁および133頁

(166) 法制局(参事官)が総督府作成の律令案に反対した可能性については、謝・前掲「大正九年台湾地方制度の成立過程(2・完)」170~171頁および179~180頁注(15)を参照。謝氏によれば、田が法制局において地方制度改革の必要性を説明したところ、松村真一郎法制局第一部長が「頗以反對之語氣行弁難」など真っ向から反対を表明したという。

て簡単に紹介しておきたい。

手続は、処分が行われた日から60日以内に、不服の要点、理由、要求、訴願人の身分、職業、住所、年齢を「国語」で書いた訴願書を処分庁に提出することで開始される。審査を担当するのは処分を行った行政庁の直接の上級庁で、例えば街・庄長が行った処分については郡守が審査を行う。もしこの郡守の裁決結果に不満がある場合は、裁決日より30日以内に州知事・庁長（1935年の地方制度改革により、州・市における審査は州・市参事会が議決機関となり、庁・街庄における審査は庁・街庄協議会が諮問機関⁽¹⁶⁷⁾となった）に出願でき、さらにその裁決結果にも不満があるときは総督に出願することが認められた。要するに、同一処分に対して最高で3度の出願が許されたのであるが、いずれにせよすべて訴願の最終裁決権を持つのは「土皇帝」たる総督であった。

総督府には、1922年7月の訓令第139号（「台湾総督府訴願審査会規程」）により訴願審査会が設置された。訴願審査会は「臺灣總督ノ諮問ニ應シ訴願ニ關スル事項ヲ審議シ意見ヲ開申ス」（第1条）る機関で、会長と会員（12名以内）その他職員によって組織された（第2条）。会長には総務長官が就き、会員は総督が総督府部内高等官中から任命する（第3条）。これらは内務省案と同じ仕組みであるが、その他手続に関する規定についても同案を基に作成されている。しかし内務省案は民政長官が会長である訴願審査会を裁決機関としていたのに対し、訓令第139号では総督を裁決機関としている。この点は「施政の自己完結性」理念のもと総督の施政上の全能性を前提にしていた総督府案と同じであり、ここに総督府のこの施政理念に対する強いこだわりが感じられる。

審査会での審査結果については、『台湾総督府府報』を基に纏めた文末の【表

(167) 「州参事會ノ職務權限左ノ如シ（中略）四 訴願、訴訟及和解ニ關スル事件ヲ議決スルコト」（臺灣州制第24条）。「廳長ハ廳ニ關スル左ノ事件ヲ廳協議會ニ諮問スルコトヲ要ス（中略）八 訴願、訴訟及和解ニ關スルコト」（臺灣廳制第9条）。「市参事會ノ職務權限左ノ如シ 四 訴願、訴訟及和解ニ關スル事件ヲ議決スルコト」（臺灣市制第26条）、「街庄長ハ街庄ニ關スル左ノ事件ヲ街庄協議會ニ諮問スルコトヲ要ス 十 訴願、訴訟及和解ニ關スルコト」（臺灣街庄制第16条）。

Ⅱ】を参照されたい。審査会は1922年から1943年までの間に21回開催されており、大体1年から2年に1、2度のペースで行われている。この期間内に審査された事件数は134件であり、年平均に直すと約6件に過ぎない。本国の訴願審査結果については、資料上の制約もさることながら中央政府レベルでも事件の性格ごとに審査機関が多岐にわたっているために現時点で明らかにできていない。そこでとりあえず行政裁判所宣告と比較しておく、事件数が少ないと言われていた行政裁判所ですら活動期間（1890～1947）中の総宣告事件数は10,908件で年平均198件である⁽¹⁶⁸⁾。決して単純な比較は出来ないものの、台湾では訴願はほとんど利用されていなかったと見られる。

次に出願人に目を向けてみると、134件のうち個人が出願しているものは105件（78.4%）である。法人が出願している場合、多くは台湾に本拠を持つ企業であった⁽¹⁶⁹⁾。個人が出願しているもののうち、漢民族系住民によるものが91件で8割を大きく上回る。今後さらに詳細な検討が必要になるであろうが、漢民族系住民の出願人のなかには陳中和、蔡蓮舫、劉青雲といった土着地主資本階級のなかでも特に著名な人物の名前が見られることから、訴願は主にこの階層の人々によって利用されたのではないかと見られる⁽¹⁷⁰⁾。

裁決結果は、認容（「取消」「一部の変更」）されたものが10件、棄却が69件、そして却下が55件であった。全事件に対する認容率は7.5%で、却下された事件を除いた場合の認容率（＝実質認容率）は12.7%である。ここでも行政裁判所（認容率25.3%、実質認容率31.1%）と比較してみると、審査会における認

(168) 本国行政裁判所宣告の統計については、拙稿「戦時期の行政裁判所」『四天王寺大学紀要』第52号（2011年）239頁を参照。

(169) 河原林直人「植民地台湾の財界構成」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第45巻第4号（2009年）138～153頁の「台湾に本拠を置く企業一覧及び企業番号（1941年9月現在）」と照らし合わせて見ると、少なくとも12社が台湾に本拠を持つ企業であることが判明する。

(170) なお出願人のなかには、台湾文化協会会員の詹炎山、台湾民衆党宣伝部主任の廖進平、台湾農民組合太湖支部の劉双鼎といった「後期台湾抗日民族運動」に参加した人物の名前も見られる。

容率・実質認容率ともに極めて低いことがわかる（91名の漢民族系住民の出願者のうち、認容裁決を得ることができたのは4名であった）。

却下率（41.0%）は行政裁判所における却下率（18.9%）の倍以上であった。「民衆の苦情の安全弁」という導入目的から、ある程度の訴願利用を歓迎していた総督府にとって却下件数があまりに多かったことはいささか不満だったようで、審査会会員からは「嘆願或は請願に類すべきものを訴願とする者」が多く「未だ訴願の意義が徹底して居ない」ことに落胆する声も聞かれた。⁽¹⁷¹⁾

却下率の高さは134件中わずか28件（20.9%）に過ぎない弁護士利用の低さに起因していると考えられる。⁽¹⁷²⁾ その証拠に弁護士を利用した場合は、認容率（10.7%）や実質認容率（13.0%）は利用しなかった場合（認容率=6.6%、実質認容率=12.5%）と大差ないが、却下率（利用した場合=17.9%/利用しなかった場合=47.2%）だけは大きな違いが見られるのである。ちなみにこの関係で興味深いのは、弁護士利用事件の約3分の1にあたる9件を鼓包美が担当していることである。⁽¹⁷³⁾ 鼓は元総督府官僚で1927年に弁護士に転じたが、前掲

(171) 「訴願の意義が徹底せず嘆願、請願に類して却下されるものが多い」『台湾日日新報』（1925年10月16日付）。

(172) 1920年の地方法院の民事訴訟事件全体での本人訴訟は1220件（75.4%）、弁護士利用は399件（24.6%）であったというので（Tay-Sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule 1895-1945*, University of Washington Press, 1999, p. 88. 王泰升（後藤武秀=宮畑加奈子訳）『日本統治時期台湾の法改革』、東洋大学アジア文化研究所=アジア地域研究センター、2010年、162頁を併せて参照）、訴願の場合だけ著しく弁護士利用が少なかったわけではないかもしれない。また『台湾総督府府報』掲載の「判決」（裁決）には出てこないだけで、実際には弁護士を代理人として使用しているケースもあった（宮川次郎『金山王後宮信太郎』、蓬萊書院、1934年、102~103頁）。

(173) 鼓包美（神奈川県出身、1882~?）は、1910年に東京帝国大学法科大学卒業後に内務省に入省し高等試験（行政科）に合格。1917年5月総督府参事官（民政部地方課勤務）に任ぜられ、1927年7月に事務官（官房審議室勤務）を最後に退官。同年9月に弁護士を開業し、台北州協議会員（1932年10月）、台北州会議員（1936年11月）などの公職を務める（『台湾人名辞典』、日本図書センター、1989年、283頁）。なお1942年に離台したという（「人事」『台湾日日新報』1942年7月31日付）。

の『田健治郎日記』の記事で記されていたように第二次案の起草から本国政府との折衝を経て訴願法施行に至るまでの総督府側の責任者であった。鼓は当時の在台弁護士の中なかで訴願制度に最も精通していた人物であったと見られ、それゆえに依頼が集中したのかもしれない。⁽¹⁷⁴⁾しかしその鼓が担当した事件でも出願人の要求を認めさせることができたのは僅か1件に過ぎなかった。

事件の内容としては予想通り租税関係が圧倒的に多い。却下されたものを除く79件のうち優に8割を超える67件(84.8%)が租税関係であった。これを見ても、土着地主資本階級を含む漢民族系住民が租税に関し強い不満を抱いていたことがわかる。⁽¹⁷⁵⁾例えば林獻堂の日記の中にも、「稅務史來検査三五會社、稅務史之殘酷眞出意外。(中略)追徵四年度所得額二千九百餘元、其稅額三百八十餘元。問其從何所得、皆支吾不實說、眞是可恨」と、自身が社長を務める会社(三五実業株式会社)に対する課税への「理不尽さ」に不満を示す一節が見られる。⁽¹⁷⁶⁾

一方警察関係は非常に少ない。これは偶然ではなく、総督府が積極的に作り出した側面もあると考えられる。例えばそのうちの一つに挙げられるのが、1925年4月の「地方警察」の定義についての後藤文夫民政長官の回答である。台北州知事吉岡荒造からの問合せに対して後藤は、「地方警察」を「中央官廳ノ権限ニ属スル警察ニ対スル地方官廳ノ権限ニ属スル警察」ではなく、「一般

(174) 代理人を務めた弁護士には有力者が多いことも特徴的である。例えば、総督府協議会員を務めた「民勅」の一人に数えられる津田毅一をはじめ、台北弁護士会会長経験者(安保忠毅、小宮元之助、安田勝次郎)、同副会長経験者(岡野才太郎、川村淳)、台中弁護士会会長経験者(野津三次郎)の名前が見える。

(175) 租税に対する不満を持っていたのは土着地主資本階級だけでなく、「民勅」の一人に数えられる後宮信太郎も台北州知事の所得税賦課を不服とし出願している。なお後宮の出願は3件とも認容されているが、代理人は安保忠毅が担当し、訴願書は「稅務官吏出身の何某」が執筆したという(前掲『金山王後宮信太郎』16・17)。

(176) 林獻堂(許雪姬=何義麟主編『灌園先生日記(三) 一九三〇年』(中央研究院台灣史研究所籌備處=中央研究院近代史研究所、2001年)1930年新6月13日の条(195頁))。

國家ノ利害ニ関スル警察ニ対スルー地方ノ利害ニノミ関スル警察⁽¹⁷⁷⁾」と解する旨の回答を与えた。処分主体ではなく目的(=「利害」)を基準とするこの定義は、「國家ノ利益」の内容判断如何によっては事実上「地方警察ニ關スル事件」での出願を封じ込めるものであったといえる(総督府が「國家ノ利益」を無限に拡大解釈してくることは当然予想されるところである)。

台湾文化協会に参加した新興知識人中の政治活動家で「第一代台湾法律人⁽¹⁷⁸⁾」にも挙げられる林呈禄は、「地方警察」を「地方官廳の權限に屬する警察處分⁽¹⁷⁹⁾」と定義し、その例として「地方警察官が特種の人、特定の行爲又は物に關する處分、例へば保安規則に依る退去處分、又は浮浪者取締規則に依る強制就業處分、出版規則に依る出版物の發行發売頒布の禁止等」を挙げている。しかし林が挙げているこれらの事例は、おそらくすべて「國家ノ利益」に該当するため総督府が採用する「地方警察ニ關スル事件」の定義では却下されるであろう。後藤の回答後に台湾文化協会会員の詹炎山が新竹州知事による浮浪者取締規則に基づく就業戒告処分に対し出願しているが、これはおそらく林の定義

(177) 「訴願法中地方警察ノ意義ニ関スル件(台北州知事)」(國史館臺灣文獻館所藏『大正一四年 台湾総督府公文類纂 第二一卷』冊號:3885文號:11)。

(178) 王泰升「『鬱卒』の第一代台湾法律人:林呈禄」(同『台湾法的世紀變革』、元照出版、2005年)73頁。

(179) 林呈禄「訴願に就て」『台湾』第3年第3号(1922年)28頁。前法務部長の長尾景德が編者の書籍では、「地方警察ニ關スル事件トハ地方官廳カ其ノ行政區劃ニ於テ行フ警察事務」(長尾・前掲『台湾行政法大意』223頁)と林に近い定義が採用されている。本国に目を向けてみると、佐々木惣一(「地方官廳カ其ノ行政區劃内ニ於テ行フ警察ナリ」『日本行政法論』、有斐閣、1924年、579頁)、美濃部達吉(「地方官廳ノ權限ニ屬スル警察處分ノ意」『行政法撮要(改訂増補第3版)』、有斐閣、1931年、453頁)ともに林の定義に近い。明治大学で法学を学んでいることから、林の定義は本国の学説を参考にしたものだったと見られる。なお後藤・吉岡は内務省の定義は目的を基準とするものであったと述べており、これが真実であれば本国でも「地方警察ニ關スル事件」の定義が実務・学説で異なっていたことになる。ただし内務省地方局財務課長であった坂千秋の著作(『改訂増補日本行政法講義』、良書普及会、1932年)は、「地方官廳の權限に屬する警察處分の義」という美濃部と全く同じ定義を採用していることを附記しておく。

を基にしたものである。⁽¹⁸⁰⁾しかし結果的に詹の訴えは却下されており、総督府は後藤の回答に基づき目的を基準とする定義により審査を行ったものと見られる。

さらに、(総督府の指示があったかは判然としないものの)住民の出願を当局が妨害していた形跡も見られる。例えば1927年の新聞には、台南州新営郡警察課警部の指示を受けた巡査が請願書に署名をした漢民族系住民に始末書の提出を強要するなど、請願に干渉した疑いがあることを報じる記事が掲載されている。⁽¹⁸¹⁾ここで取り上げられているのは訴願ではなく請願であるが、本国でも「訴願の握り潰しがあった」との指摘があることを併せて考えると、台湾でも当局が出願の妨害や握り潰しを行っていた可能性は十分あろう。

また漢民族系住民の側には、出来る限り当局との衝突を避けたいという心情があったと見られる。例えば林獻堂の日記には、「斡言昨年各處組合決議預金欲寄大東・皆被州廳取消・今欲託鼓包美提出訴願」と訴える大東信託株式会社専務取締役の陳斡に対し、林が「余力勸其不可・若此舉行・必有傷當局感情」と出願を思いとどまるように説得する一節が見られる。⁽¹⁸²⁾漢民族系住民が絶對的な権力を有する総督府をはじめとする当局と争うことは相当な「覚悟」をとまなうもので、実際にはかなり困難だったといわざるをえない。

以上の総督府訴願審査会の裁決結果の分析から、台湾において訴願は土着地主資本階級を含む漢民族系住民が租税に関する不満を訴えるために利用したと纏めることができよう。総督府は、訴願制度に「民衆の苦情の安全弁」としての役割を期待していたものと考えられる。訴願制度が総督府の考える施政の安定化にどれだけ貢献できたのかその効果は件数の少なさからもかなり疑わしい

(180) なお台湾文化協会はこの問題について、林獻堂、蔡培火、王敏川、連温卿の4名を中心に当局への問合せを行うなどの調査を行った（「不当的行政処分向督府提出質問」『台湾民報』第130号、1926年、7頁）。

(181) 「新営郡の警察が合法的請願を干渉す？」『台湾新民報』第407号（1932年）14頁。

(182) 林獻堂（許雪姬＝鍾淑敏主編『灌園先生日記（二）一九二九年』（中央研究院台湾史研究所籌備處＝中央研究院近代史研究所、2001年）新1月21日の条（27頁）。

のであるが、訴願審査会における審査結果を見る限り土着地主資本階級の不満表明の機会の一つにはなっていたと見ることはできるであろう。

むすび

本論で縷述してきた訴願法の台湾施行の経緯を纏めておく。

1900年代、本国並の権利が認められていないことに不満を募らせていた検定訴訟代人出身者を中心とする在台弁護士は、総督府の専恣的な施政を批判し本国同様の権利を日系住民に保障するよう主張した（「属人的な内地延長主義」）。在台弁護士が施政改革の方策として主張したのは六三法を撤廃して本国法を施行することであったが、そのなかには行政救済制度の不存在を改善するための行政裁判法の施行も含まれていた。在台弁護士たちは当初自らが経営するメディア（『台湾民報』）を通じてその実現を訴えていたのであるが、要求が聞き届けられないことを悟ると、法曹政治家と協力して本国の法制改革を訴えていた日本弁護士協会に支援を求めるようになった。その結果1910年代前半には、弁護士協会の後援のもと法曹政治家が3度にわたり行政裁判法施行法案（松田案、岩崎案、廣岡案）を帝国議会に提出し、在台弁護士の要求を無視し続ける本国政府・総督府に揺さぶりをかけたのである（第1章）。

在台弁護士が要求を本国の政治過程に持ち込んだことをうけて、総督府もようやく行政救済制度導入に向けての検討を開始した。総督府の当初の構想は、「施政の自己完結性」を損なわないように本国法を施行せず律令によって独自の制度を設け、その内容についても施政への影響が小さい訴願制度を導入するというものであった。こうして総督府の台湾施政に関する考え方を基に起草された総督府案は、出願事項の規定方式に関して概括主義を採用するなど本国法には見られない独自の内容を有するものとなった。しかしその後、内務省が本国法との均衡を重視する修正を施した結果、最終的に完成した第一次案は本国行政救済法（訴願法・行政裁判法）と大きく変わらない内容のものである（第2章）。

1920年前後に新興知識人が「後期台湾抗日民族運動」を開始すると、総督府は施政遂行上重要な政治的資源である土着地主資産階級がこれに絡め取られることを警戒するようになった。土着地主資産階級を「植民地支配構造の枠内に再度誘導し押し込めてゆくこと」を新たな政治課題とした総督府は、1910年代に一度検討しながら実現には至らなかった訴願制度に、新たに「民衆の苦情の安全弁」としての役割を期待して導入に向けての準備を開始した。こうして起草された第二次案はほぼ訴願法そのものであったが、そのなかにも「地方警察ニ關スル事件」を出願事項から削除するなど台湾施政の実態を鑑みた制度的工夫が施されていた。しかしその後、文字通りの内地法延長主義を唱える本国政府の指示によって方針が改められ、法三号のもとでの訴願法の完全施行が決定されたのである（第3章）。

以上の訴願法施行に至る経緯の分析を通じて明らかになる興味深い点は、本稿が扱った約四半世紀の間、「安定的施政の阻害要因」という総督府の行政救済制度に対する評価にほぼ変化が見られなかったということである。内地延長主義の名のもとに実現した訴願法の施行（＝台湾における行政救済制度の成立）も、決して従前の施政のあり方に対する反省に基づいて、住民に本国並の救済を認めることを目指したものではなかった。植民地台湾においては、本国以上に法治主義は施政の原則となりえず、むしろその障害物とみなされ、あるいは時に住民慰撫の方法としての位置しか与えられなかったのである。

1922年3月に訴願法が施行された後も、行政裁判法の施行を求める声がなく
なることはなかった。それどころか⁽¹⁸³⁾在台弁護士に加えて、1923年2月の台湾議
会期成同盟会結成禁止処分などの総督府の弾圧をきっかけに、新興知識人の「後
期台湾抗日民族運動」においてもこの問題は取り上げられるようになっていっ
た。⁽¹⁸⁴⁾さらに本国で1923年から行政救済制度の抜本的改革が進められたことも、
台湾においてこうした声⁽¹⁸⁵⁾がより一層大きくなっていききっかけとなった。1927

(183) 飯岡・前掲「行政裁判法を台湾に実施するの可否」、同「行政裁判法を台湾に実施す可し」『法月報』第27巻第6号（1933年）、同・前掲「行政裁判法を台湾に実施す可し（承前）」。

年5月から7月にかけて、新興知識人は次々と政治結社（台政革新会、台湾民衆党、台湾民衆党）を結成したのであるが、これらすべての綱領で行政裁判法の施行は掲げられた⁽¹⁸⁶⁾。また台湾民衆党が1929年9月に石塚英蔵総督に提出した施政改革建議書⁽¹⁸⁷⁾や1932年10月に林獻堂らが齋藤実首相に提出した建議書⁽¹⁸⁸⁾でもやはりこの問題は取り上げられたのである。

しかしながら、在台弁護士そして新興知識人が何度行政訴訟制度の導入を訴えても総督府がそれらに耳を傾けることはなかった。これは、領有当初からの「安定的施政の阻害要因」という行政救済制度への評価が変わらなかったためだと考えられる。総督府は訴願制度を土着地主資産階級の懐柔策の一つとしてやむを得ず導入したに過ぎず、在台弁護士や新興知識人が主張した「訴願制度の延長線上には行政訴訟制度が存在する」という発想を決して持ち合わせていなかった。行政救済制度に対する不信感が、本国の行政官庁以上の総督府の専断的性格（「施政の自己完結性」）に由来している以上、どれだけ住民から導入を求める声が上がっても総督府の手によって行政訴訟制度が導入される可能性はほとんどなかったといわざるを得ない⁽¹⁸⁹⁾のである。

なお本稿では台湾のみを分析の対象としたが、朝鮮における行政救済制度問

(184) 「希望施行行政裁判法於台湾」『台湾民報』第2巻第3号（1924年）1頁。『台湾民報』第69号（1925年）での「目下政治上急要施設的事項」という質問に対して回答を多かつた順に並べてみると、1位が「地方自治の実現」、2位が「台湾議會の設置」、3位が「保甲制度の廃止」と「義務教育の実施」、そして5位が「行政裁判法の施行」であった。

(185) 「要求行政監督機関的完備当急施行行政裁判制度」『台湾民報』第79号（1925年）3頁。

(186) 「新出現的台政革新会」『台湾民報』第158号（1927年）8頁、「台湾唯一的政治結社台湾民衆党」『台湾民報』第161号（1927年）7頁、台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌 第3編（1939年刊本復刻）』（南天書局、1995年）429頁。

(187) 「台湾民衆党為建議改革台湾政治」『台湾民報』第279号（1929年）2頁および「台湾民衆党が石塚総督に建議（二）」『台湾民報』第280号（1929年）10頁。

(188) 「台湾統治に関する建議書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『齋藤実関係文書（書類の部その2）』189-1）。

題についても将来的には論じてみたい。朝鮮では、1920年代後半の本国での行政救済制度改革や朝鮮地方制度改革を背景に、1930年代初頭に朝鮮総督府が訴願令案を起草したものの施行には至らなかった⁽¹⁸⁹⁾。その結果、台湾同様に弁護士団体を中心に行政救済制度の導入が要求されたにもかかわらず、朝鮮は日本統治が終焉を迎えるまでいかなる行政救済制度も有さない「無救済地帯」となったのである⁽¹⁹¹⁾。近代日本における法治主義の有り様をさらに深く理解するためにもこの問題の分析は今後取り組まなければならない課題であろう⁽¹⁹²⁾。

(189) ただし訴願法施行直前に、末松借一郎内務局長（民政長官代理）は、「何れ遠き将来ならずとも行政裁判所の如きも本島に設置さるゝ時機が到来するであらう」と述べている（『行政不当処分に対する訴願法の実施』『台湾日日新報』1922年3月28日付）。また前法務部長の長尾景德が編者の1923年の書籍には「曩ニ訴願法ノ施行アリ次テ民法、商法モ大正一二年一月一日ヨリ施行セラルルコトト成リタルヨリ觀レハ早晚行政裁判法モ施行セラルルモノト觀テ支障ナカラン」（前掲『台湾行政法大意』241頁）との記述があるが、1934年刊行の新稿ではこの記述は削除されている（長尾景德＝大田修吉『新稿台湾行政法大意』、杉田書店、152頁）。

(190) 拙稿・前掲「帝国日本の行政救済法制」624頁。なお『台湾民報』第274号（1929年）2頁の「拓務省與植民地参政権」という記事では、拓務省の取り組みを「行政上之救済手段的訴願制度之制定及改革」と紹介しており、台湾の訴願制度についても改革を計画していた可能性が窺える。また1932年には、堀切善次郎拓務次官より、本国の行政裁判法及訴願法改正委員会が決議した「訴願法案」が平塚廣義総務長官に参考のため送付されている（『訴願法案ニ関スル件』國史館臺灣文獻館所蔵『昭和七年臺灣總督府公文類纂 第一卷』冊號：4149文號：1）。訴願制度に関する言及はないものの、松田源治拓相による本国・植民地間司法制度統一に向けての動きを紹介するものとして、岡本真希子「枢密院と植民地問題」（由井正臣編『枢密院の研究』、吉川弘文館、2003年）181～182頁がある。

(191) 朝鮮における弁護士の活動については、李・前掲『植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会』第5章が詳しい。また植民地時代については尹・前掲『東アジアの行政不服審査制度』第1章第2節を参照。

【表 I】日本弁護士協会台湾支部総会開催状況⁽¹⁹³⁾

年月(名目)	参加数(検定代人出身)	決議(建議)内容
07. 1(通常総会)		①行政裁判法の施行 ②大審院上告の許可(司法共通) ③覆審法院を南清地方領事裁判控訴審とすること ④刑の執行猶予法の施行 ⑤民事調停規則の廃止
07. 6(建議)	17名(①小林勝民②土屋理喜治③中村啓次郎④古川清一⑤松本安蔵⑥箕輪藤次郎⑦山口義章)	上記の①②③④⑤
08. 1(通常総会)	13名	上記の①②③④⑤に加え、 ⑥一部個人・公業名義業地の共義名義への変更 ⑦人身売買禁止律令の制定 ⑧破産・家賃分散に関する律令の制定 ⑨重罪軽罪控訴予納金規則の廃止 ⑩戸籍法を施行と戸籍令の制定

(192) 朝鮮(大韓民国)初の近代的行政救済法は、1951年8月の行政訴訟法と訴願法であった。行政訴訟法は「日本の行政事件訴訟特例法をそのまま移植したような法律」(鄭夏重「行政訴訟法の改正」『公法研究』第31輯第3号、2003年、11頁。尹龍澤「日本と韓国の行政争訟制度の歴史と現状」『創価法学』第36巻第1号、2006年、23頁より再引用)で、訴願法は出願事項の規定方式において概括主義を採用した点以外は「日本訴願法と瓜二つ」(尹・同上『東アジアの行政不服審査制度』30頁)であったという。この点については、趙元済『韓国における国民の権利救済体系』(信山社、2001年)152頁をあわせて参照。

(193) 本資料は、『台湾日日新聞』、『台法月報』の関連記事から作成した。なお陳・前掲『日治時期的臺灣法曹』161～163頁でも台湾支部の総会決議事項が紹介されている。

09. 1 (通常総会)	15名	上記の①②③⑤
10. 3 (臨時総会)		
11. 1 (通常総会)	20名(上記の①②⑥⑦に加え、⑧高城萬七)	上記の①②③④⑤に加え、 ⑪法院判官懲戒令の改正と台湾弁護士規則第三条の削除 ⑫簡易裁判法の制定
13. 1 (通常総会)		上記の①②③④⑤⑨⑪に加え、 ⑬犯罪即決例第5条の修正 ⑭立法にあたり弁護士会の意見を聴取すること ⑮親族相続を除く民法・商法の施行 ⑯漢民族系住民に対する禁治産等民法規定施行規則の制定 ⑰刑事令中の弁護士附添特別例の廃止
13. 7 (臨時総会)	17名(上記の①②④⑥に加え、⑨太田重助⑩長嶺茂)	上記の①②③④⑤⑨⑪⑬⑭⑮⑯⑰
14. 1 (通常総会)		
15. 1 (通常総会)	20名(上記の⑥⑧)	上記の①②③④⑤⑨⑬⑰に加え、 ⑱台湾私法を施行しないこと
16. 1 (陳情)	7名(上記の②④⑥)	上記の①②④③⑤⑨⑬⑮⑯⑰⑱
17. 1 (通常総会)		

【表Ⅱ】 訴願審査会における審査結果

	年月日	訴願人(代理人)	裁決	内容
1	23. 7. 12	新埔製糶公司	棄却	新竹州知事の營業稅賦課は適法
2		新埔製糶公司	却下	出願手續が不適切
3		黃清元他1名	却下	官有地予約売渡は非出願事項
4		齋藤信他1名	却下	官有地予約売渡は非出願事項
5	23. 9. 27	黃愼儀	取消	台南州知事の營業稅賦課取消
6	23. 11. 27	関鐵太郎	棄却	台中地方法院長の司法代書人不認可は適法
7	24. 6. 23	後藤學而	棄却	台中州知事の砂糖消費稅賦課は適法
8		後藤學而	却下	期間経過後の出願は不可
9		陳石生	却下	①官有地予約売渡は非出願事項②出願手續が不適法
10	25. 10. 26	林藍	棄却	台北地方法院長の司法代書人不認可は適法
11		蘇新傑	却下	官有地予約売渡は非出願事項
12		彭塘	却下	官有地貸渡は非出願事項
13		陳道日	却下	官有地貸渡は非出願事項
14	27. 12. 6	葉泉	却下	出願手續が不適切
15		鄭水勝他1名	却下	官租地貸付は非出願事項
16		謝萬春	棄却	台北州知事の訴願却下は適法
17		曾金塔	却下	官租地貸付は非出願事項
18		莊振忠他1名	却下	①異名同一人不証明は非出願事項②出願手續が不適切
19		王新居他1名	却下	①官有地予約売渡は非出願事項②期間経過後の出願は不可
20		戴郡	棄却	高雄州知事の藥種商營業免許取消は適法
21	山下博信他2名	却下	期間経過後の出願は不可	
22	27. 12. 9	王木藤	却下	出願手續が不適切
23		張清	却下	期間経過後の出願は不可
24		曾盈准	棄却	総督の医業停止は適法
25		官氏愛妹(北村寅吉)	却下	期間経過後の出願は不可
26		劉春元他4名	却下	官有地予約売渡は非出願事項
27		詹炎山	却下	就業戒告処分は非出願事項
28		徐雲祥	却下	就業戒告処分は非出願事項

29	27. 12. 16	加藤商会	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
30		高羽貞将	棄却	台中州知事の坤圳新設認可は適法
31		魏朝欽他2名	棄却	台中州知事の地租及地租付加税賦課は適法
32		シンガー・ソーイングメシーン(安保忠毅)	棄却	台北州知事の所得金額決定は適法
33		黄奕明	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
34	27. 12. 17	大阪商船	一部変更	台北州知事の台北出張所への営業税賦課取消
35		30. 2. 26	陳天定	棄却
36	陳天定		却下	期間経過後の出願は不可
37	瑞利洋行		棄却	台中州知事の所得金額決定は適法
38	林金九		棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
39	豊舞台(鼓包美)		棄却	台中州知事の劇場建設不許可は適法
40	江阿啓		却下	州有地貸渡不許可は非出願事項
41	森山傳喜		却下	鉄道用地返還は非出願事項
42	高橋傳吉		却下	間接国税犯則者処分は非出願事項
43	陳阿斷		棄却	台北州知事の課税標準額決定は適法
44	蔡命		却下	期間経過後の出願は不可
45	林矮		却下	官有地貸渡不許可は非出願事項
46	郭陳清他1名		却下	官有地予約売渡不許可は非出願事項
47	林楚生		却下	煙草小売人不指定は行政処分 of 性質上違法・不当ではなく出願は不可
48	張文明		棄却	台北州知事の営業税課税標準決定は適法
49	李水木		却下	期間経過後の出願は不可
50	張文明	却下	再出願は不可	
51	30. 12. 16	陳中和(鼓包美)	却下	期間経過後の出願は不可
52		陳中和(鼓包美)	却下	期間経過後の出願は不可
53		陳金榜	却下	訴願法施行以前処分 of 出願は不可
54		辻本商事	棄却	台北州知事の加算税賦課は適法
55		廖進平(島本順夫)	却下	信用組合幹事選任認可は非出願事項

56		劉双鼎	却下	就業戒告処分は非出願事項
57		原豊熊	却下	期間経過後の出願は不可
58		呉大粒他2名	棄却	台南州知事の所得金額決定は適法
59	30. 12. 24	曾徴三他2名(鼓包美)	棄却	侮辱誹毀にあたる訴願を却下する 新竹州知事の判断は適法
60		明治製糖	取消	台南州知事の所得金額訂正取消
61	30. 12. 26	陳中和物産(鼓包美)	棄却	高雄州知事の所得税賦課は適法
62		陳中和物産(鼓包美)	棄却	高雄州知事の所得税賦課は適法
63	32. 10. 5	王老得	却下	身分証明拒否は非出願事項
64		周有土(川村淳)	取消	台北州知事の営業税賦課取消
65		櫻井貞次郎	棄却	台北州知事の所得税賦課は適法
66		林旺全	棄却	台北州知事の薬種商営業免許取消 は適法
67		児玉幹子(岡野才太郎)	却下	期間経過後の出願は不可
68		曾群英	却下	官有地貸下・払下は非出願事項
69	32. 12. 27	洪汝輝外17名(鼓包美他1名)	一部 変更	税関長のエッチ・ラクランへの賦 課税額決定を更訂
70		金山館	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
71		陳清俊	棄却	台中州知事の物品販売業税賦課は 適法
72		郭登	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
73		林李氏送	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
74		陳梯	棄却	台南州知事の薬種商許可取消は適 法
75	34. 1. 24	後宮合名会社	取消	台北州知事の所得金額決定更訂
76		後宮信太郎	取消	台北州知事の所得金額決定更訂
77		後宮合名会社	取消	台北州知事の所得金額決定更訂
78	34. 1. 25	蔡蓮舫(野津三次郎)	取消	台中州知事の所得金額決定更訂
79		郭登	棄却	台北州知事の営業税運送業税賦課 は適法
80		莊氏茶	却下	出願手続が不適切
81		林慶坤(島本順夫他 1名)	棄却	台中州知事の営業税賦課は適法
82	34. 1. 26	林區	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法

83		曹坤山(山下季重)	棄却	台北州知事の自動車営業許可取消は適法
84		打狗土地株式会社	棄却	高雄州知事の所得税賦課は適法
85		林慶賜(島本順夫他1名)	棄却	台中州知事の営業税賦課は適法
86	35. 3. 8	原田徳	棄却	台南州知事の公売無効は適法
87		李玉碍	棄却	新竹州知事の地租・同付加税賦課は適法
88		明治製糖	棄却	台南州知事の所得金額決定は適法
89		原田唯彦	棄却	台南州知事の公売は適法
90		梅山自動車(津田毅一)	棄却	台南州知事の所得金額決定は適法
91		劉氏様	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
92		陳作四他188人	却下	庄借入金許可は非出願事項
93		張枝連他1名	却下	官有地予約売渡は非出願事項
94		陳羅	却下	官有地予約売渡は非出願事項
95		林清江他4名	却下	官有地貸下は非出願事項
96		邱火成	却下	官有地貸下は非出願事項
97	程登茂	却下	官有地貸下は非出願事項	
98	鄭來春	却下	官有地貸下は非出願事項	
99		周氏桃	却下	台北州知事の原処分職権取消により訴願目的は消滅
100	38. 4. 27	山本三郎(鼓包美)	棄却	台東庁長の地方費税・雑種税・遊興税賦課は適法
101		金山館旅館	棄却	台北州知事の所得金額決定は適法
102		三五司源成農場(鳩山秀夫他1名)	棄却	台中州知事の所得金額決定は適法
103		呉順柱	棄却	台南州知事の所得金額決定は適法
104		黄燦池	棄却	台南州知事の所得金額決定は適法
105		魏廖氏謹(神村三郎)	棄却	台北州知事の営業税賦課は適法
106		林阿丹	棄却	台北州知事の州税営業税・物品販売業税賦課は適法
107		林家成	棄却	台北州知事の州税営業税・製造業税賦課は適法
108		蔡清彩他15名(小宮元之助)	棄却	台北州知事の州税営業税賦課は適法
109		張清吉他5名	棄却	台北州知事の州税営業税賦課は適法

110		陳溪海他 1 名	棄却	台北州知事の州税營業稅賦課は適法
111		許里他 4 名	棄却	台北州知事の州税營業稅賦課は適法
112		黃文瑞	却下	期間經過後の出願は不可
113		張鼎房	却下	期間經過後の出願は不可
114		劉青雲	却下	建物敷地境界争は司法裁判所管轄
115		陳梅他 1 名	却下	水利組合特別組合費賦課は非出願事項
116		陳梅他 1 名	却下	水利組合特別組合費賦課は非出願事項
117	41. 3. 28	小川商店	一部変更	台北州知事の所得金額決定は更訂
118		三五公司南隆農場	棄却	高雄州知事の所得金額決定は適法
119		三五公司南隆農場	棄却	高雄州知事の所得金額決定は適法
120		三五公司南隆農場	棄却	高雄州知事の所得金額決定は適法
121		三五公司源成農場	棄却	台中州知事の所得金額決定は適法
122		三五公司源成農場	棄却	台中州知事の所得金額決定は適法
123		旗山拓殖株式会社 (庄司進一郎)	棄却	高雄州知事の所得金額・法人臨時利得金額決定は適法
124		揚良	棄却	新竹州知事の所得金額追加決定は適法
125		揚良(鼓包美)	棄却	台北州知事の所得金額・個人臨時利得金額誤謬訂正は適法
126		呉媽生	棄却	台北州知事の売上金額・所得金額・個人臨時利得金額決定は適法
127		范姜成東他 3 名(有水常次郎)	棄却	新竹州知事の相続税賦課価格決定は適法
128		台北魚市(安田勝次郎他 2 名)	棄却	台北州知事の租税滞納は適法
129		台北魚市(安田勝次郎)	棄却	①台北州知事の所得税付加税賦課は適法②台北州知事の租税滞納処分は適法
130		頼漢子(黃際沐)	棄却	台中州知事の地租追徴は適法
131		高橋由之	却下	期間經過後の出願は不可
132		林舜川	却下	学祖財団所有養魚池賃貸借契約は非出願事項

133	43. 3. 29	日昌物産(鈴木喜重)	棄却	高雄州知事の所得税・臨時利得税賦課は適法
134		泉源商行	棄却	台北州知事の所得金額・法人臨時利得金額決定は適法

【附記】 本稿は、科学研究費（2011年～2012年度）および神戸大学大学院法学研究科若手研究者研究助成（2012年度）の成果の一部である。